官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八二）　一
○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（法務四〇）　三
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（同四一）　五
〔法規的告示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境七）　五三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　五四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
独立行政法人経済産業研究所令和六年度財務諸表、全国社会保険労務士会連合会令和六年度の決算、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　九二
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　九九
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○総務省令第八十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～34　略］ 35　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　電気通信事業法第十六条第一項若しくは第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四　電気通信事業法第十七条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］ 八　電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 九　［略］ 十　［略］ ［36～41　略］ 42　法別表第一の三十の二の項の総務省令で定める事務は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）第一条の二第一項若しくは第二項又は第三条第一項若しくは第二項の上申の対象となるべき者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 43　法別表第一の三十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十五条第一項又は第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　更生保護法第三十八条第一項の意見等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 三　保護観察対象者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四　更生保護法第六十五条第一項の心情等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 五　更生保護法第六十五条第二項の心情等の伝達の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 六　更生保護法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 七　更生保護法第八十二条第三項の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～34　同上］ 35　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ ［新設］ ［新設］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ ［新設］ 六　［同上］ 七　［同上］ ［36～41　同上］ ［新設］ ［新設］

八　更生保護法第八十三条又は第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

九　更生保護法第八十五条の更生緊急保護の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十　更生保護法第八十八条の措置の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　更生保護法第八十八条の二又は第八十八条の三の援助の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

44‖　法別表第一の三十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十八条（同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第百六条の精神保健観察の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

45‖　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の備付けに関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～十一　略］

46‖～55‖　［略］

56‖　法別表第一の三十九の二の項の総務省令で定める事務は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による申請等（申請その他の手続をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答とする。

57‖～67‖　［略］

68‖　法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項及び第七十四項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69‖～73‖　［略］

74‖　法別表第一の四十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十四条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　関税法、国税通則法その他の国税に関する法律又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による関税、国税若しくは貨物割の徴収又は調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

42‖　［同上］

一　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図の作成に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～十一　同上］

43‖～52‖　［同上］

［新設］

53‖～63‖　［同上］

64‖　法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

65‖～69‖　［同上］

70‖　法別表第一の四十五の項の総務省令で定める事務は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十四条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

［新設］

75　法別表第一の四十五の二の項の総務省令で定める事務は、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第6条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

76　［略］

77　［略］

78　法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二　略］

79～197　［略］

198　法別表第一の七十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給の過誤払による返還金に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　［略］

199　［略］

200　［略］

201　法別表第一の七十八の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

202～205　［略］

206　法別表第一の八十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　商品先物取引法第百九十条第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十四　［略］

十五　商品先物取引法第二百条第一項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十六　商品先物取引法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十七　［略］

十八　［略］

十九　商品先物取引法第二百四十条の二第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

［新設］

71　［同上］

72　［同上］

73　法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二　同上］

74～192　［同上］

193　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

194　五　［同上］

195　［同上］

196　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

197～200　［同上］

201　［同上］

［一～十二　同上］

［新設］

十三　［同上］

十四　商品先物取引法第二百条第一項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十五　商品先物取引法第二百条第七項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十六　［同上］

十七　［同上］

［新設］

二十　商品先物取引法第二百四十条の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十一～二十五　［略］

二十六　商品先物取引法第三百四十九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

207～230　［略］

231　法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第六十六項、第三条第八十一項、第四条第六十五項及び第五条第八十項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

232　法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

233　法別表第一の百一の四の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

234　法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第三号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十一項、第三条第八十六項、第四条第七十項及び第五条第八十五項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

235　法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十八条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十三項、第三条第八十八項、第四条第七十二項及び第五条第八十七項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

236　法別表第一の百一の七の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十七条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十四項、第三条第八十九項、第四条第七十三項及び第五条第八十八項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

237　法別表第一の百一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

238　法別表第一の百一の九の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

［新設］

十八～二十二　［同上］

［新設］

202～225　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

226　法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

227　法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

239　法別表第一の百一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
240～254　［略］
255　法別表第一の百十二の二の項の総務省令で定める事務は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
256　法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～四　略
五　道路運送車両法第七十八条第一項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　道路運送車両法第九十三条の自動車特定整備事業の認証の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　［略］
257　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　自動車損害賠償保障法第七十二条第一項第三号の補償の請求に係る事実についての審査
三　自動車損害賠償保障法第七十六条第一項の権利の対象となる損害賠償の責任を有する者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　自動車損害賠償保障法第七十六条第二項の権利の対象となる保険契約者若しくは被保険者若しくは共済契約者若しくは被共済者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　自動車損害賠償保障法第七十六条第三項の仮渡金の返還の対象となる被害者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認
258～262　［略］
263　法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　船員職業安定法第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　船員職業安定法第六十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
264　法別表第一の百十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～五　略
［新設］
228～242　［同上］
243　法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～四　同上
［新設］
［新設］
244　法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
［新設］
［新設］
［新設］
245～249　［同上］
［新設］
250　法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一～五　同上

［略］

［略］

法別表第一の百十八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第二十九条の審判開始の申立ての通告の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第九条第一項又は第三項の管轄の移転に係る通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　海難審判法施行規則第四十七条の審判期日の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　海難審判法施行規則第四十八条の第一回審判期日前の検査の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　海難審判法施行規則第五十二条の審判期日外の証拠の取調べの通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　海難審判法施行規則第七十一条第一項の裁決書の記載事項の対象となる指定海難関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　海難審判法施行規則第七十三条の裁決書謄本の送付の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八　海難審判法施行規則第八十七条の決定書の正本の送達の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

九　海難審判法第四十九条又は第五十条の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十　海難審判法第五十条の還付の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［２～９　略］

法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

法別表第二の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

［略］

法別表第二の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［同上］

［同上］

［新設］

［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［２～９　同上］

［新設］

法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

［同上］

［新設］

三　難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六　指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

24 19 ～ 23　法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 ～ 十　略

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三～十七　略

十八　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 17 ～ 21　［同上］

一 ～ 十　同上　［新設］

十一～十五　［同上］　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

25～55　［略］

56　法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農地法第七条第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　［略］

三　［略］

57～60　［略］

61　法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

62　法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

63　法別表第二の六の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

64　［略］

65　［略］

23～53　［同上］

54　［新設］

一　［同上］

二　［同上］

55～58　［同上］

［新設］

59　法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

60　法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

61　［同上］

62　［同上］

66　法別表第二の七の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

67　法別表第二の七の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十二項、第四条第六十六項及び第五条第八十一項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

68　法別表第二の七の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

69　法別表第二の七の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十四項、第四条第六十八項及び第五条第八十三項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

70　法別表第二の七の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

71　法別表第二の七の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

72　法別表第二の七の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

73　法別表第二の七の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

74　法別表第二の七の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］

75　法別表第二の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

76～80　［略］　［同上］

81　法別表第二の九の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

二　土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
三　土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
82　［略］
83　［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

2～9　略

10　法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

11　法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　略

12　法別表第三の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　略

13～21　［略］

22　法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二～四　略

五　指定難病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六～十二　略

23～31　［略］

32　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～十四　略

十五　小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十六～二十七　略

33～39　［略］

40　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

68　［同上］
69　［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

2～9　同上

［新設］

10　法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　同上

11　法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　同上

12～20　［同上］

21　法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二～四　同上

五　指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六～十二　同上

22～30　［同上］

31　［同上］

一～十四　同上

十五　小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十六～二十七　同上

32～38　［同上］

［新設］

41　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
42　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］
43　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
44　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
45　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
46　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
47　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
48　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
49　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
50　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
51　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
52　法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53　法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
54　法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
55　法別表第三の七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
56　法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

39　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
40　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］
41　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
42　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
43　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
44　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
45　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
46　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
47　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
48　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
49　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］
50　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
51　法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
52　法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53　法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］

二　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［略］
58‖57‖　法別表第三の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［略］
60‖59‖　法別表第三の九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［略］
63‖62‖61‖　法別表第三の十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
64‖　法別表第三の十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　砂利採取法第九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
65‖　法別表第三の十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］　54‖　［同上］
［新設］　55‖　［同上］
［新設］　57‖56‖　［同上］　［同上］
［新設］
［新設］

八　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
九　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
十　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
66〜80　［略］	
81　法別表第三の二十二の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	
82　法別表第三の二十二の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
83　法別表第三の二十二の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
84　法別表第三の二十二の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
85　法別表第三の二十二の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
86　法別表第三の二十二の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
87　法別表第三の二十二の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
88　法別表第三の二十二の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］
89　法別表第三の二十二の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	［新設］

58〜72　［同上］

法別表第三の二十二の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　河川法第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［略］
法別表第三の二十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　土壌汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
二　土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
三　土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
［略］
［略］
［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［２～９　略］

法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

法別表第四の一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［略］

法別表第四の三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　指定難病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答
六　指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

［73～78　同上］

［新設］

［79　同上］
［80　同上］
［81　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［２～９　同上］

［新設］

法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

［11　法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［12～15　同上］

［新設］

八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18～22　［略］

23　法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三～十七　［略］

十八　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

24～54　［略］

55　法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農地法第七条第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　［略］

三　［略］

56～59　［略］

60　法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

16～20　［同上］

21　［一～十　同上］

［新設］

十一～十五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

22～52　［同上］

［新設］

53　［同上］

［新設］

一　［同上］

二　［同上］

54～57　［同上］

［新設］

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

61‖　法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

62‖　法別表第四の五の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

63‖［略］

64‖［略］

65‖　法別表第四の六の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

66‖　法別表第四の六の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

67‖　法別表第四の六の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

68‖　法別表第四の六の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

69‖　法別表第四の六の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

［新設］

58‖　法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

59‖　法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

60‖［同上］

61‖［同上］

［新設］

70‖　法別表第四の六の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

71‖　法別表第四の六の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

72‖　法別表第四の六の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

73‖　法別表第四の六の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

74‖　法別表第四の六の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

75‖～79‖　［略］

80‖　法別表第四の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　土壌汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

二　土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

三　土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

81‖　［略］

82‖　［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

2～9　略］

10‖　法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

11‖　法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

12‖　法別表第五第四号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

13‖～37‖　［略］

38‖　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

62‖～66‖　［同上］

［新設］

67‖　［同上］

68‖　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～9　同上］

［新設］

10‖　法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

11‖　法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

12‖～36‖　［同上］

［新設］

二　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

39　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］

40　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］

41　法別表第五第九号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

42～48　［略］

49　法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

50～53　［略］

54　法別表第五第十号の十三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

55　［略］

56　法別表第五第十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　家畜改良増殖法第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

57　［略］

58　［略］

59　法別表第五第十三号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

60　［略］

61　［略］

62　法別表第五第十五号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　採石法第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

37　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］

38　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］

39　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］

40～46　［同上］

47　［同上］
［一・二　同上］
［新設］

48～51　［同上］
［新設］

52　［同上］
［新設］

53　［同上］

54　［同上］
［新設］

55　［同上］

56　［同上］
［新設］

63｜法別表第五第十五号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜砂利採取法第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜砂利採取法第九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
64｜法別表第五第十五号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］
一｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十一｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十二｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十三｜使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
65｜～79｜［略］　［同上］
80｜法別表第五第二十七号の三の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］
81｜法別表第五第二十七号の四の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］
82｜法別表第五第二十七号の五の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］
83｜法別表第五第二十七号の六の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。　［新設］
57｜～71｜

84 法別表第五第二十七号の七の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

85 法別表第五第二十七号の八の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

86 法別表第五第二十七号の九の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

87 法別表第五第二十七号の十の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

88 法別表第五第二十七号の十一の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

89 法別表第五第二十七号の十二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 河川法第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

90～95 ［略］

96 法別表第五第三十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 土壌汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

二 土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

三 土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

97 ［略］

98 ［略］

99 ［略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条 ［略］

2 法別表第六の一の二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百四十二条第一項の措置の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

3～7 ［略］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

72～77 ［同上］

［新設］

78 ［同上］

79 ［同上］

80 ［同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条 ［同上］

［新設］

2～6 ［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年八月十六日から施行する。

○法務省令第四十号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令

（公証人法施行規則の一部改正）

第一条　公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二条　公証人は、公証人役場である旨を役場の入口に表示しなければならない。	**第二条**　公証人は、その役場に、公証人某役場と記載した表札を掲げなければならない。
第三条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	**第三条**　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報でする。
第四条　法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。 一　法第三十六条第一号、第四十二条第一項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第二号及び第三号（法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項第二号及び第三号、第四十八条第一項、第五十一条第二項、第五十九条第一項から第四項まで（民法施行法（明治三十一年法律第十一号。以下「施行法」という。）第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下第十一条第二項を除き「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱うに当たつて必要とする電子計算機及びその周辺機器（以下「電子計算機等」という。）を保管していること。 二　電子計算機等の運用が確実かつ円滑に行われるための方策を施していること。	［条を加える。］
第五条　［略］ 2　法又はこの規則の規定により契印をする場合には、付録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。	**第四条**　［同上］ 2　公証人法第三十九条第五項（第四十条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十一条第二項（第六十条ノ二第二項及び第六十二条ノ四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第一項（第六十条ノ四及び第六十二条ノ五において準用する場合を含む。）の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。
第六条　法第四十条第四項第一号、第四十五条第一項第一号（法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号及び第六十一条第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビット以上であるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。	［条を加える。］
第七条　書記の認可を申請するには、その申請書に履歴書及び住民票の写しを添付しなければならない。	**第五条**　書記の認可を申請するには、その申請書に本人自筆の履歴書及び戸籍抄本又は住民票の写しを添付しなければならない。
第八条　［略］	**第六条**　［同上］

第九条　公証人は、書記が退職したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第十条　公証人の作るべき公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）その他の書面（次項の書面を除く。）は、日本産業規格A列四番の丈夫な用紙とする。ただし、A列四番の用紙に代えて、B列四番の用紙とすることを妨げない。

2　法第五十一条第二項の規定により登記の嘱託を書面で行う場合には、日本産業規格A列四番の丈夫な紙を用いなければならない。

第十一条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。ただし、法第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下「電磁的記録の認証等に関する事務」という。）については、この限りでない。

第十二条　公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（電磁的記録の認証等に関する事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

第十三条　法務大臣は、公証人を指定公証人に指定した場合には、当該公証人に対して、法第四十五条第一項第二号（法第五十二条、第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）及び第六十一条第一項第二号の情報（以下「指定公証人電子証明書」という。）を提供しなければならない。

第七条　公証人は、書記を解雇し、又は書記が死亡したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八条　公証人の作るべき証書その他の書面（第二項の書面を除く。）の用紙は、公証人役場と印刷した日本産業規格A列四番の丈夫なけい紙とする。ただし、A列四番の用紙に代えて、B列四番の用紙とすることを妨げない。

2　公証人法第五十七条ノ三第二項の登記の嘱託書の用紙は、日本産業規格A列四番の丈夫な紙を用いなければならない。

第九条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。

第十条　公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）に基づく事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

［条を加える。］

2　指定公証人は、指定公証人電子証明書の提供を受けようとする場合には、書面により法務大臣に対してその旨の申出をしなければならない。

3　指定公証人電子証明書には、次に掲げる情報を表さなければならない。

一　指定公証人電子証明書の番号

二　指定公証人を特定するに足りる符号

三　証明すべき期間

第十四条　法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

［条を加える。］

第十五条　指定公証人は、自己の指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当でないと認める場合には、直ちにその使用をやめ、速やかに、書面により法務大臣に対してその廃止の申出をしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、指定公証人が記名押印しなければならない。

一　申出の理由

二　指定公証人電子証明書の番号

三　年月日

3　法務大臣は、第一項の申出を受けた場合には、その旨を第十四条の電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

4　第十三条第一項の規定は、法務大臣が第一項の申出を受けた場合について準用する。

［条を加える。］

第十六条　指定公証人は、疾病その他の事由により自己の指定公証人電子証明書を使用することができない場合には、速やかに、書面により法務大臣に対してその使用の廃止の申出をしなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の申出について準用する。

第十七条　指定公証人は、前条第一項の事由がやんだ場合には、書面により法務大臣に対して新たな指定公証人電子証明書の提供の申出をしなければならない。

2　第十五条第二項（第二号に係る部分を除く。）の規定は前項の書面について、第十三条第一項の規定は法務大臣が前項の申出を受けた場合について準用する。

第十八条　法務大臣は、指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当でないと認める場合には、当該指定公証人に対してその使用を廃止すべき旨を通知することができる。

2　指定公証人は、前項の通知があつた場合には、指定公証人電子証明書を使用してはならない。

3　第十三条第一項及び第十五条第三項の規定は、法務大臣が第一項に規定する通知をした場合について準用する。

第十九条　［略］

第二十条　公証人は、嘱託を拒んだ場合において、嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

2　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について嘱託を拒んだ場合には、前項の理由書に代えて、嘱託人に対し、その理由を内容とする情報を、電気通信回線により送信することができる。

第二十一条　公証人は、法律行為につき公正証書を作成し、又は認証を与える場合において、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2　公証人が法律行為でない事実について公正証書を作成する場合において、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑いがあるときも、前項と同様とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

第十一条　［同上］

第十二条　公証人は、嘱託を拒んだ場合に嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

［項を加える。］

第十三条　公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2　公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

第二十二条　法第二十八条の規定による嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、当該嘱託に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他自己が電子署名を行つたことを確認するために必要な事項を証明するために作成された電磁的記録であつて法務大臣が指定するもの（以下「電子証明書」という。）を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。

2　法第二十八条に規定する電磁的記録であつて法務省令で定めるものは、電子証明書とする。

3　法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は法第二十八条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。

4　前三項の規定は、法第四十二条第一項の規定による請求並びに法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の請求について準用する。

5　第一項及び第三項の規定は、代理人によつて公正証書の作成の嘱託がされた場合について準用する。

6　代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証する書面又は電磁的記録の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。

7　前項の規定は、法第三十二条第二項（法第四十二条第二項、第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合に限る。）、第三十四条第一項並びに第四十二

［条を加える。］

条第三項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提供について準用する。

第二十三条　法第三十一条（法第三十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項又は第四十条第三項の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて公正証書を作成するときは、公証人は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

［条を加える。］

第二十四条　法第三十八条第六号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　公正証書の作成場所

二　嘱託人の生年月日

三　電磁的記録をもつて公正証書を作成するときは、指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称

四　公正証書の作成に当たり通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせたときは、これらの者の住所及び生年月日

五　代理人によつて嘱託されたときは、当該代理人の住所及び生年月日

六　第二十二条第三項ただし書に該当するときはその旨

七　第三者の許可又は同意があつたときは、その旨及びその事由並びに当該第三者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）

八　官公署の作成した印鑑に関する証明書若しくは法第二十八条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法により本人であることを証明させ、又は官公署の作成した印鑑若しくは署名に関する証明書若しくは同条に規定する署名用電子証明書等を提供させて法第三十二条第二項又は第三十四条第一項の書面若しくは電磁的記録が真正であることを証明させたときは、その旨及びその事由

九　法第三十二条第三項ただし書に規定する場合には、その旨及びその事由

十　法第三十七条第二項又は第四十条第三項の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて遺言公正証書を作成する場合において、証人が嘱託人と同席しているときは、その旨

［条を加える。］

第二十五条　公正証書（書面をもつて作成するものに限る。次項及び第四項において同じ。）に文字を挿入するときは、その字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、公証人及び嘱託人又はその代理人がこれに押印しなければならない。

2　公正証書の文字を削除するときは、その字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、公証人及び嘱託人又はその代理人がこれに押印しなければならない。

3　前二項の規定に違反してした訂正は、その効力を有しない。

4　公正証書が数枚にわたるときは、公証人は、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

5　第一項から前項までの規定は、法第四十三条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号の書面について、第一項から第三項までの規定は、やむを得ない事情がある場合における法第四十三条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号の書面について準用する。

［条を加える。］

第二十六条　指定公証人は、公正証書（電磁的記録をもつて作成するものに限る。）に他の電磁的記録を引用し、かつ、これを添付するときは、分離することができない状態にする方法で行わなければならない。

2　公証人は、公正証書（書面をもつて作成するものに限る。以下この項において同じ。）に他の書面を引用し、かつ、これを添付するときは、公正証書と添付書面とのつづり目に職印で契印をしなければならない。

3　前条の規定は、前項の場合について準用する。

第二十七条　法第四十条第五項の法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　器具を使用して列席者の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により指定公証人の使用に係る電子計算機等の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をすること。

二　列席者が署名及び前号の措置をすることができない場合にあつては、公証人をしてその旨を公正証書に記載させ、又は記録させること。

第二十八条　公証人は、代理人の嘱託により公正証書を作成した場合には、公正証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。

一　公正証書の件名、番号及び公正証書作成の年月日

［二・三　略］

四　債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載又は記録の有無

2　前項の通知は、同項第四号の記載又は記録のある公正証書については付録第一号の二の様式による書面（指定公証人にあつては、書面又は電磁的記録。以下この項において同じ。）により、同項第四号の記載又は記録のない公正証書については付録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。

3　公証人は、第一項の通知をしたときは、公正証書原簿に同項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載し、又は記録しなければならない。

［条を加える。］

第十三条の二　公証人は、代理人の嘱託により証書を作成した場合には、証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。

一　証書の件名、番号及び証書作成の年月日

［二・三　同上］

四　債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載の有無

2　前項の通知は、同項第四号の記載のある証書については附録第一号の二の様式による書面により、同項第四号の記載のない証書については附録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。

3　公証人は、第一項の通知をしたときは、証書原簿の備考欄に同項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載しておかなければならない。

［条を加える。］

第二十九条　法第四十二条第一項の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力する方法又は当該情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三十条　法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、当該公正証書又はその附属書類（法第二十五条第一項に規定する附属書類をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四　前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

［条を加える。］

2　公証人は、法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出のあつた公正証書又はその附属書類について、法第四十二条第一項の閲覧をさせ、又は法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録を作成するときは、当該申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない公正証書若しくはその附属書類の閲覧又は当該措置が講じられていない法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。

第三十一条　公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。第一号及び第三項において同じ。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一　公正証書の全文又はその一部

二　作成の年月日及び場所

三　謄本又は抄本であること。

2　前項の規定は、公正証書の附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。次項において同じ。）の謄本又は抄本について準用する。

3　指定公証人は、公正証書又はその附属書類について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、公正証書又はその附属書類の謄本又は抄本を作成することができる。

第三十二条　法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面であること。

第三十三条　法第四十三条第一項第三号の電磁的記録（以下この条において「公正証書証明情報」という。）の提供は、指定公証人が、請求に係る公正証書証明情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十四条　公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の正本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一　公正証書の全文

二　作成の年月日及び場所

三　正本であること。

四　交付を請求した者の氏名又は名称

2　前項の規定に違反するものは、公正証書の正本としての効力を有しない。

3　第三十一条第三項の規定は、公正証書の正本について準用する。

第三十五条　法第四十四条第一項第二号の法務省令で定める方法は、公正証書に記録されている事項を出力した書面に、その内容が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、指定公証人が署名及び押印をする方法とする。

2　法第四十四条第一項第二号の書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

3　法第四十四条第一項第二号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　交付を請求した者の氏名又は名称

［条を加える。］

第三十六条　法第四十四条第一項第三号の法務省令で定める方法は、公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録に、その内容が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記録し、指定公証人が法第四十五条第一項に規定する措置を講ずる方法とする。

2　法第四十四条第一項第三号の電磁的記録（以下この項において「公正証書正本情報」という。）の提供は、指定公証人が、公正証書正本情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　交付を請求した者の氏名又は名称

［条を加える。］

第三十七条　次の各号に掲げる認証の嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、当該嘱託に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これをそれぞれ当該各号に定める方法により指定公証人に提供してするものとする。

一　法第五十二条第一項若しくは第三項の認証の嘱託、法第五十三条第一項の規定による認証の嘱託又は第五十八条第一項の定款の認証の嘱託　電気通信回線を使用する方法

二　法第五十九条第一項の規定による電磁的記録の認証の嘱託　指定公証人の使用に係る電子計算機等と嘱託人の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法

2　法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条に規定する電磁的記録であつて法務省令で定めるものは、電子証明書とする。

3　法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は同条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。

4　前三項の規定は、法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十二条第一項の規定による請求並びに法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項の請求について準用する。

5　第一項及び第三項の規定は、代理人によつて認証の嘱託がされた場合について準用する。

［条を加える。］

6　代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証する書面又は電磁的記録の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。

7　前項の規定は、法第四十二条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第三十二条第二項、法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する法第三十四条第一項並びに法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。

第三十八条　法第五十二条第五項、第五十八条第四項又は第五十九条第二項において準用する法第三十一条並びに法第五十二条第二項（法第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十三条第四項（法第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて認証を与えるときは、公証人は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

［条を加える。］

第三十九条　法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十二条第一項の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力する方法又は当該情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法とする。

第四十条　法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の法務省令で定める場合は、その書面又は電磁的記録に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四　前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

［条を加える。］

２　公証人は、法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の規定による申出のあつた書面又は電磁的記録について、これを閲覧させ、又は作成するときは、当該申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない書面若しくは電磁的記録の閲覧又は交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。

第四十一条　法第五十二条第一項及び第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款及びその附属書類並びに法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において「私署証書等の認証に係る書面の附属書類等」という。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一　私署証書等の認証に係る書面の附属書類等の全部又はその一部

二　作成の年月日及び場所

三　謄本又は抄本であること。

２　指定公証人は、私署証書等の認証に係る書面の附属書類等について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、私署証書等の認証に係る書面の附属書類等の謄本又は抄本を作成することができる。

［条を加える。］

第四十二条　法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面であること。

第四十三条　法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

［条を加える。］

第四十四条　法第五十三条第一項に規定する宣誓は、良心に従つて私署証書の記載が真実であることを誓うものとする。

2　［略］

3　公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、私署証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない。

4　前三項の規定は、法第五十九条第三項の宣誓について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「私署証書の記載」とあるのは「電磁的記録の内容」と、同項中「公証人」とあるのは「指定公証人」と読み替えるものとする。

第四十五条　法第五十四条に規定する法務省令で定める事項は、第二十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項（嘱託人の申出がある場合に限る。）とする。

第四十六条　［略］

2　［略］

第四十七条　法第五十九条第一項の認証の嘱託は、嘱託人が、認証を受けようとする情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これを電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2　前項の認証を受けようとする情報は、法務大臣の指定する形式によつて作成しなければならない。

3　法第五十九条第一項の規定により電磁的記録に認証を与えるには、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により嘱託人に送信し、又は嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して嘱託人に交付するものとする。

一　認証した旨の表示

二　年月日

三　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四　嘱託を識別するための番号

五　法第五十九条第三項に規定する宣誓があつたときは、その旨

4　前項の場合において、嘱託人の申出があるときは、指定公証人は、第一項の認証を受けようとする情報に第二十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る情報をも付さなければならない。

第四十八条　施行法第七条第二項の規定による施行法第五条第二項の請求は、当該請求をする者が、日付情報の付与を求める情報を電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2　前条第二項の規定は、日付情報の付与を求める情報について準用する。

3　施行法第五条第二項の規定による日付情報の付与は、日付情報の付与を求める情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により請求をした者に送信してするものとする。

一　年月日

二　指定公証人の氏名及びその所属する法務局又は地方法務局の名称

三　請求を識別するための番号

第四十九条　法第六十条第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第四十七条第三項第四号又は前条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを電磁的記録媒体に記録してするものとする。

2　法第六十条第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する保存の請求は、認証の嘱託又は日付情報の付与の請求と共にしなければならない。

3　前項の保存は、電磁的記録媒体に記録してするものとする。

第十三条の三　公証人法第五十八条ノ二の規定による宣誓は、良心に従つて証書の記載が真実であることを誓うものとする。

2　［同上］

3　公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならない。

［項を加える。］

［条を加える。］

第十三条の四　［同上］

2　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第五十条　法第六十条第三項第一号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の証明（以下「情報の同一性に関する証明」という。）の請求は、嘱託人若しくは日付情報の付与の請求をした者若しくはこれらの承継人又は利害関係を有する第三者（以下「嘱託人等」という。）が、当該請求に係る情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これを電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2　情報の同一性に関する証明は、前条第一項の情報と請求に係る情報とを比較した上で、指定公証人が法第六十一条第一項に規定する措置を講ずることによつてする。

3　指定公証人は、情報の同一性に関する証明をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付し、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信しなければならない。

一　前項の規定による比較の結果の表示

二　年月日

三　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四　登簿管理番号

第五十一条　前条第一項の規定は、法第六十条第三項第二号（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の情報の提供（以下「同一の情報の提供」という。）の請求について準用する。この場合においては、嘱託人等は、指定公証人に対して登簿管理番号を明示して請求しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、同一の情報の提供の請求（法第六十条第四項に規定する書面の交付による情報の提供の請求に限る。）は、第四十七条第一項の認証を受けるのと同時にする場合に限り、指定公証人の役場等において、書面ですることができる。

3　指定公証人は、同一の情報の提供をする場合には、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付しなければならない。

一　同一の情報である旨の表示

二　年月日

三　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四　登簿管理番号

第五十二条　法第六十条第四項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付による情報の提供は、指定公証人が、請求に係る情報を出力して書面を作成し、当該書面に押印してするものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2　前項の書面には、前条第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第五十三条　同時に数箇の嘱託をする場合には、法第二十八条（法第四十二条第二項及び第四十三条第二項（これらの規定を法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項（法第三十四条第二項、第四十四条第三項、第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提供する印鑑その他に関する証明書は、一の嘱託について提供することで足りる。

2　前項の場合において、同項の証明書が書面であるときは、一の嘱託にその証明書をつづり、その他の嘱託には、その旨を記載した書面を作成してつづらなければならない。

第十四条　同時に数箇の嘱託をする場合には、公証人法第二十八条第二項（第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第二項（第三十三条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出する印鑑その他に関する証明書は、一通で足りる。

2　前項の場合には、一の嘱託にその証明書をつづり、その他の嘱託には、その旨を記載した書面を作つてつづらなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

3　第一項の場合において、同項の証明書が電磁的記録であるときは、その電磁的記録を一の嘱託について提供した旨を他の嘱託について提供すべき内容としなければならない。

第五十四条　附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

2　公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付の旨を記載して印を押さなければならない。

3　指定公証人は、附属書類の原本が提出された場合には、その原本と同一の内容の電磁的記録を作成して、その原本を還付することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「その謄本に原本還付の旨を記載して印を押さなければ」とあるのは、「その原本と同一の内容の電磁的記録を附属書類として保存しなければ」とし、第一項の規定は、適用しない。

第五十五条　法律行為についての公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）の再度の正本の交付を請求する者がある場合において、その正本を要する事由について疑いがあるときは、公証人は、その者にその事由を説明させなければならない。

2　前項の規定は、法律行為についての公正証書（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）につき再度の法第四十四条第一項第二号の書面の交付又は同項第三号の電磁的記録の提供を請求する者がある場合について準用する。

第五十六条　［略］

2　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、前項の領収証に代えて、嘱託人に対し、その情報を、電気通信回線により送信することができる。

［項を加える。］

第十五条　公証人法第四十一条第一項に掲げる附属書類の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

2　公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付の旨を記載して印をおさなければならない。

［項を加える。］

第十六条　法律行為についての証書の再度の正本の交付を請求する者がある場合に、その正本を要する事由について疑があるときは、公証人は、その者にその事由を証明させなければならない。

［項を加える。］

第十七条　［同上］

［項を加える。］

第五十七条　法第二十五条の法務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は電磁的記録とする。

一　嘱託人が本人であることを証する書面又は電磁的記録

二　公証事務が適正に行われたことを証する書面又は電磁的記録

第五十八条　公証人役場には、公正証書原簿、認証簿及び確定日付簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

［一～四　略］

2　指定公証人は、電磁的記録をもつて前項の帳簿（同項第一号及び第二号に掲げる帳簿を除く。）を調製することができる。

第五十九条　公正証書原簿、認証簿及び計算簿は、付録第二号から第四号までの様式に準じて調製しなければならない。

2　書面をもつて調製する公正証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、かつ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

第六十条　指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、次に掲げる情報を電磁的記録媒体に記録し、保存しなければならない。

一　嘱託又は請求の種別

二　嘱託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）（日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）

三　登簿管理番号

四　認証、日付情報の付与、同一性に関する証明又は同一の情報の提供をした年月日時

五　手数料の額

第六十一条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号。以下「政令」という。）第四条第二項（政令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付し、又は提供すべき計算書は、付録第四号の様式に準じて作成しなければならない。

［条を加える。］

第十八条　公証人役場には、証書原簿、認証簿、確定日附簿及び信託表示簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

［一～四　同上］

［項を加える。］

第十九条　証書原簿、認証簿及び計算簿は、附録第二号から第四号までの様式により調製しなければならない。

2　証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、且つ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

［条を加える。］

第二十条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第四条第二項（同令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付すべき計算書は、附録第四号の様式に準じて作らなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、電磁的記録の認証等に関する事務において、政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書（政令第六条第一項後段において準用する政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　嘱託又は請求の種別

二　嘱託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）（日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）

三　件数

四　手数料の額

五　指定公証人の氏名及びその所属する法務局又は地方法務局の名称

第六十二条　公証人は、閲覧又は法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録若しくは法第四十四条第一項各号の書面若しくは提供の請求を受けた場合において、印鑑その他に関する証明書の提出によらないで本人であることを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十三条　公証人は、認証の嘱託を受けた場合において、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十四条　公証人は、嘱託人から手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費を受領したときは、公正証書の作成又はその嘱託と同時に嘱託された法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録又は法第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付又は提供に関するものは、付録第四号の甲の様式に準じて調製する計算簿に、その他に関するものは、同号の乙の様式に準じて調製する計算簿に、当該手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の額その他の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、相当と認めるときは、確定日付に関するものは、別に同号の丙の様式に準じて調製する計算簿に記載し、又は記録することを妨げない。

［項を加える。］

第二十一条　公証人は、閲覧又は証書の正本若しくは謄本の交付の請求を受けた場合に、印鑑その他に関する証明書の提出によらないで人違でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十二条　公証人は、認証の付与の嘱託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十三条　公証人は、嘱託人から手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費を受領したときは、公正証書の作成又はその嘱託と同時に嘱託された正本、謄本若しくは附属書類の謄本の交付に関するものは、附録第四号の甲の様式による計算簿に、その他に関するものは、同号の乙の様式に準じて調製する計算簿に、当該手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の額その他の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、相当と認めるときは、確定日付に関するものは、別に同号の丙の様式に準じて調製する計算簿に記載し、又は記録することを妨げない。

２　指定公証人は、前項の規定にかかわらず、付録第四号の乙の様式に代えて付録第五号の様式に準じて調製する計算簿に、付録第四号の丙の様式に代えて付録第六号の様式に準じて調製する計算簿に記載し、又は記録することができる。この場合における同項の規定の適用については、同項ただし書中「確定日付」とあるのは、「確定日付、日付情報、電磁的記録の保存、情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供」とする。

３　公証人は、政令第五条の規定により手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の全部又は一部の支払を猶予したときは、第一項の場合に準ずる記載をするほか、その旨を計算簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。

第六十五条　公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載し、又は記録すれば足りる。

２　前項の規定は、定款（電磁的記録をもつて作成されたものを除く。次項において同じ。）の認証について認証簿に嘱託人の氏名及び住所又は署名押印者の氏名を記載し、又は記録する場合において、それらの者が多数であるときについて準用する。

３　定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。

［項を加える。］

２　公証人は、公証人手数料令第五条の規定により手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当又は旅費の全部又は一部の支払を猶予したときは、前項の場合に準ずる記載をするほか、その旨を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十四条　証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載する場合に、嘱託人が多数であるときは、証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。

２　前項の規定は、定款の認証について認証簿に嘱託人の氏名及び住所又は署名押印者の氏名を記載する場合に、それらの者が多数であるときに準用する。

３　定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載しなければならない。

4　法第四十四条第一項各号の書面又は電磁的記録を交付又は提供した場合には、公正証書原簿に、嘱託人又はその承継人に交付又は提供した旨及びその年月日を記載し、又は記録しなければならない。

第六十六条　指定公証人は、公正証書（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）を指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録しておかなければならない。

2　公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又は公証人の保存する私署証書又は定款（電磁的記録をもつて作成されたものを除く。）は、表紙を付け、公正証書の番号又は登簿番号の順序に従つてつづつて置かなければならない。

第六十七条　指定公証人は、公正証書の附属書類（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）を指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存しなければならない。

2　指定公証人は、嘱託又は請求（法第六十条第二項の規定による請求及び同条第三項各号の請求に限る。次項において同じ。）に関し附属書類（電磁的記録をもつて作成されたものに限り、前項の附属書類を除く。）が提供された場合には、登簿番号又は登簿管理番号を記録し、指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存しなければならない。

3　嘱託又は請求に関して提出された附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。）は、表紙を付け、件名、受付の年月日及び公正証書の番号、登簿番号又は登簿管理番号を記載し、事件処理の順序に従つてつづつて置かなければならない。

［項を加える。］

第二十五条　証書の原本又は公証人の保存する私署証書又は定款は、表紙を付け、証書の番号又は登簿番号の順序に従つてつづつて置かなければならない。

2　嘱託に関して提出した書類であつて、私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証の付与の嘱託における人違いでないことを証明すべき印鑑その他に関する証明書、代理人の権限を証明すべき証書その他の原本に続けてつづるべきでないものは、表紙を付け、件名、受付の年月日及び証書の番号又は登簿番号を記載し、事件処理の順序に従つてつづつて置かなければならない。

［条を加える。］

4　前項の規定にかかわらず、公証人は、次に掲げる方法（指定公証人でない公証人にあつては、第一号に掲げる方法）をとることができる。

一　その謄本を原本に代えてつづつて置くこと（嘱託人等が当該書類の原本の還付を請求したときに限る。）。

二　原本と同一の内容の電磁的記録を作成し、これに公正証書の番号、登簿番号又は登簿管理番号を記録し、指定公証人の使用に係る電子計算機等に備えられたファイルに記録して保存すること。

第六十八条　指定公証人は、法第六十条第一項及び第二項（これらの規定を施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存した情報を記録した電磁的記録媒体の複製を作成しなければならない。

第六十九条　［略］

2　［略］

3　指定公証人は、前条の規定により作成した複製を、施錠のある耐火性の堅ろうな建物内に格納して厳重に保存しなければならない。

4　指定公証人は、前条の情報が滅失した場合には、法務大臣の認可を受けて、前項の複製により回復しなければならない。

5　指定公証人は、法令の規定により保存すべき電磁的記録が滅失し、又は滅失のおそれがある場合には、遅滞なく、その旨を法務大臣に対して報告しなければならない。

第七十条　公証人は、情報又は書類及び帳簿を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、履行につき確定期限のある債務又は存続期間の定めのある権利義務に関する法律行為につき作成した公正証書については、その期限の到来又はその期間の満了の翌年から十年を経過したときは、この限りでない。

一　公正証書、公正証書原簿、公証人の保存する私署証書又は定款、認証簿（第三号に掲げるものを除く。）、法第六十条第一項又は第二項（これらの規定を施行法

［条を加える。］

第二十六条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

第二十七条　公証人は、書類及び帳簿を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、履行につき確定期限のある債務又は存続期間の定めのある権利義務に関する法律行為につき作成した証書の原本については、その期限の到来又はその期間の満了の翌年から十年を経過したときは、この限りでない。

一　証書の原本、証書原簿、公証人の保存する私署証書及び定款、認証簿（第三号に掲げるものを除く。）、信託表示簿　二十年

第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保存すべき情報及び第六十条又は第六十七条第一項若しくは第二項の規定により保存すべき情報　二十年

二　拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳　十年

三　私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証のみにつき調製した認証簿、確定日付簿、第六十七条第三項の附属書類、計算簿　七年

2　前項の情報又は書類の保存期間は、公正証書原簿、認証簿、確定日付簿、計算簿及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終の記載又は記録をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳及び抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の情報又は書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3　第一項の情報又は書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

第七十一条　指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報（附属書類を除く。）を、全員で、管理しなければならない。

2　指定公証人は、電磁的記録に関する事務をその所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内の役場において行うことができる。

3　指定公証人は、情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、他の指定公証人が行つた電磁的記録の認証等に関する事務に係る請求に応ずることができる。

第七十二条　公証人が保存期間の満了した情報又は書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、法務大臣又はその所属する法務局若しくは地方法務局の長の認可を受けなければならない。

二　拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳　十年

三　私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証のみにつき調製した認証簿、確定日付簿、第二十五条第二項の書類、計算簿　七年

2　前項の書類の保存期間は、証書原簿、認証簿、信託表示簿、確定日附簿及び計算簿については、当該帳簿に最終の記載をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3　第一項の書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

［条を加える。］

第二十八条　公証人が保存期間の満了した書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

第七十三条　指定公証人は、代理を嘱託され、又は代理若しくは兼務を命ぜられたときは、被代理者又は被兼務者が行つた電磁的記録に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報を管理し、当該事務に係る請求等に応じなければならない。

第七十四条　法第六十八条（法第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印を押さなければならない。

2　［略］

第七十五条　法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

2　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

第七十六条～第七十八条　［略］

第七十九条　公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八十条　［略］

2　法務大臣は、指定公証人名簿を備え、これに指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称、法第七条ノ二第一項の規定による指定の日及び役場所在地を記載して置かなければならない。

3　法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人が前項の指定を受けた場合には、第一項の公証人名簿にその旨を明示しなければならない。

［条を加える。］

第二十九条　公証人法第六十八条（第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印をおさなければならない。

2　［同上］

第三十条　公証人法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

2　［同上］

第三十一条　削除

第三十二条　後任者の作成する文書の番号は、前任者又は兼務者の作成した文書の番号の順序を追つて記載しなければならない。

第三十三条～第三十五条　［同上］

第三十六条　公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第三十七条　［同上］

［項を加える。］
［項を加える。］

第八十一条　法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときも同様とする。

第八十二条　法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する情報又は書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

第八十三条　法務大臣は、法第七十九条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第八十四条　法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、かつ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。法第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様とする。

第八十五条・第八十六条　［略］

第八十七条　政令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙を貼つて差し出させなければならない。

第八十八条　［略］

2　公証人会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の調査、指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第八十九条～第九十三条　［略］

第三十八条　法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に公証人法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときも同様とする。

第三十九条　法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

［条を加える。］

第四十条　法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、且つ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人法第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様とする。

第四十条の二・第四十一条　［同上］

第四十二条　公証人手数料令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙をはつて差し出させなければならない。

第四十三条　［同上］

2　公証人会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第四十四条～第四十八条　［同上］

第九十四条　［略］

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の調査、指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第九十五条・第九十六条　［略］

第九十七条　［略］

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一を図るために公証人の指導等に係る通知をしたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

第九十八条　日本公証人連合会は、公証人に職務上の義務に違反し、又は品位を害する行状があると認めるときは、当該公証人について調査し、その結果をその所属する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第九十九条　第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の規定は、日本公証人連合会について準用する。この場合において、第九十一条中「当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第百条・第百一条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四十九条　［同上］

2　日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第五十条・第五十一条　［同上］

第五十二条　［同上］

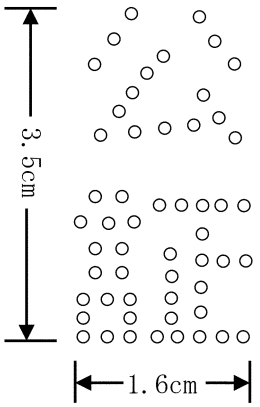
［項を加える。］

［条を加える。］

第五十三条　第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定は、日本公証人連合会について準用する。この場合において、第四十六条中「当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第五十四条・第五十五条　［同上］

付録第一号（第五条関係）



付録第一号から第四号までを次のように改める。

付録第一号の二（第二十八条関係）

様

年　　月　　日

公正証書（執行認諾文言付き）の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）第28条第１項及び第２項の規定により、通知します。

この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）の記録（記載）があります。したがって、あなたがこの公正証書に記録（記載）された内容の給付（支払）を怠った場合には、相手方は、あなたに対する裁判手続を経ることなく、この公正証書に基づき、裁判所に対し、あなたの財産への強制執行を申し立てることができます（民事執行法（昭和54年法律第４号）第22条第５号）。

記

１　作成された公正証書

ア　公正証書の件名　　の件

イ　公正証書の番号　　年第　　号

ウ　公正証書作成の年月日　　年　　月　　日

２　作成した公証人の氏名及び役場

公証人　　（　　公証役場）

３　作成の当事者

ア　あなたの代理人の住所及び氏名

イ　相手方の住所及び氏名

法務局（地方法務局）所属

公証人　　（　　役場）

付録第一号の三（第二十八条関係）

様

年　　月　　日

公正証書の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第９号）第28条第１項及び第２項の規定により、通知します。

なお、この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）の記録（記載）はありません。

記

１　作成された公正証書

ア　公正証書の件名　　の件

イ　公正証書の番号　　年第　　号

ウ　公正証書作成の年月日　　年　　月　　日

２　作成した公証人の氏名及び役場

公証人　　（　　公証役場）

３　作成の当事者

ア　あなたの代理人の住所及び氏名

イ　相手方の住所及び氏名

法務局（地方法務局）所属

公証人　　（　　役場）

付録第二号（第五十九条関係）

年度

公　正　証　書　原　簿

法務局（地方法務局）所属
公証人　役場

紙数　表紙を除いて　枚

公証人

公正証書原簿

公正証書の番号	公正証書の種類	嘱託人の氏名又は名称	作成年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

公正証書の番号	公正証書の種類	嘱託人の氏名又は名称	作成年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

付録第三号（第五十九条関係）

紙数　　表紙を除いて　　枚 公証人

年度 認　　証　　簿 法務局（地方法務局）所属 公証人　　役場

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

認証簿

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

登簿番号		私署証書等の種類		自認目撃謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名押印者				
契印	認証月日	備考		
	月 日			

付録第四号（第五十九条、第六十一条、第六十四条関係）

甲

計　算　簿(甲)

法務局(地方法務局)所属

公証人　役場

公正証書の番号		公正証書の種類	
目的の価額	円		年　月　日
手数料・日当・旅費額	種別	数	嘱託人
円	原本	行為	
円	超過枚数	枚	
円	正本	枚　通	
円	法第44条第1項第2号の書面の交付	枚　通	
円	法第44条第1項第3号の電磁的記録の提供	件	外　名
円	謄本	枚　通	法務局(地方法務局)所属
円	附属書類謄本	枚　通	
円	法第43条第1項第2号の書面の交付	枚　通	
円	法第43条第1項第3号の電磁的記録の提供	件	
円	遺言加算		
円	信託加算		
円	病床執務加算		
円	休日等執務加算		
円	日当（一日）	時迄	公証人　役場
円	交通費	実費額	備考
円			
円			
円			
円	合計		

乙

計　　算　　簿(乙)

法務局(地方法務局)所属

公証人　　役場

公正証書の番号・登簿番号		公正証書等の種類	
手数料・送達に要する料金・登記手数料・日当・旅費額	種別	数	年　月　日
円	認証	通	目的価額　円
円	定款認証	通	嘱託人
円	政令第４０条第２項の書面の交付	枚　通	
円	政令第40条の2第2項の電磁的記録の提供	件	
円	拒絶証書	通	
円	日当（一日）	時迄	外　名
円	交通費	実費額	法務局(地方法務局)所属
円	執行文	通	
円	正本（法第44条第1項第2号の書面の交付を含む。）	枚　通	
円	閲覧	件	公証人　役場
円	執行の中止等	時　分	備考
円	確定日付	件	
円	送達	件	
円	送達証明	件	
円	送達に要する料金	実費額	
円	登記手数料	実費額	
円	合計		

丙

登簿番号	自 至
年　月　日	
確定日付	件
手数料	円
嘱託人	
法務局（地方法務局）所属 公証人　役場	

計　算　簿（丙）

法務局（地方法務局）所属

公証人　役場

付録第四号の次に次の二付録を加える。

付録第五号（第六十四条関係）

計　算　簿

法務局（地方法務局）所属

公証人　役場

公正証書の番号・登簿番号・登簿管理番号		公正証書等の種類	
手数料・送達に要する料金・登記手数料・日当・旅費額	種別	数	年月日
円	認証	通	目的価額　円
円	電磁的記録の認証	件	嘱託人
円	定款認証	通	
円	拒絶証書	通	
円	執務の中止等	時分	
円	確定日付	件	
円	日付情報	件	外名
円	執行文	通	法務局（地方法務局）所属
円	送達	件	
円	送達証明	件	
円	登記の嘱託	件	
円	正本	枚通	
円	法第44条第1項第2号の書面の交付	枚通	
円	法第44条第1項第3号の電磁的記録の提供	件	
円	謄本	枚通	
円	法第43条第1項第2号の書面の交付	枚通	
円	法第43条第1項第3号の電磁的記録の提供	件	
円	附属書類謄本（政令第40条第2項の書面の交付を含む。）	枚通	
円	政令第40条の2第2項の電磁的記録の提供	件	
円	閲覧	件	
円	電磁的記録の保存	件	公証人　役場
円	情報の同一性に関する証明	件	備考
円	同一の情報の提供	件	
円	書面の交付による加算額	枚	
円	送達に要する料金	実費額	
円	登記手数料	実費額	
円	日当（一日）	時迄	
円	交通費	実費額	
円	合計		

付録第六号（第六十四条関係）

登簿番号　自 登簿管理番号　至	
年　月　日	
確定日付	件
日付情報	件
電磁的記録の保存	件
情報の同一性に関する証明	件
同一の情報の提供	件
書面による交付の加算額	枚
手数料	円
嘱託人	
法務局（地方法務局）所属 公証人　役場	

計算簿

法務局（地方法務局）所属

公証人　役場

（戸籍法施行規則の一部改正）

第二条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第五十三条の四　［略］ ［②・③　略］ ④　第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載し、又は記録した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。 ［⑤～⑦　略］	**第五十三条の四**　［同上］ ［②・③　同上］ ④　第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。 ［⑤～⑦　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（商業登記規則の一部改正）

第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書に添付すべき電磁的記録） **第三十六条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一　［略］ 二　前号に規定する情報以外の情報　次に掲げる電子証明書のいずれか イ　［略］	（申請書に添付すべき電磁的記録） **第三十六条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一　［同上］ 二　前号に規定する情報以外の情報　次に掲げる電子証明書のいずれか イ　［同上］
ロ　公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書 ハ　［略］ ［5・6　略］ （登記申請の方法） **第百二条**　［略］ ［2～4　略］ 5　申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。 一　［略］ 二　前号に規定する情報以外の情報　前項各号に掲げる電子証明書又は公証人法施行規則第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書	ロ　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書 ハ　［同上］ ［5・6　同上］ （登記申請の方法） **第百二条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。 一　［同上］ 二　前号に規定する情報以外の情報　前項各号に掲げる電子証明書又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部改正）

第四条　公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令（昭和四十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条及び次条において同じ。）の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
公証人手数料令第二十五条第一項の横書の公正証書の様式及び公正証書の枚数の計算方法を定める省令 1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条第一項の横書の公正証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。	公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令 1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条の横書の証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。

２　公証人手数料令第二十五条第一項の公正証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　［略］

二　日本産業規格Ｂ列四番の用紙のうち、縦書の公正証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の公正証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　［同上］

二　日本産業規格Ｂ列四番の用紙のうち、縦書の証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

第五条　任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令（平成十二年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

（任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書の様式に関する省令 １　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十七条第一項及び第三十八条並びに公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第二十四条の規定により記載し、又は記録すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載し、又は記録しなければならない。 ２　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、付録第一号様式又は付録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載し、又は記録しなければならない。 ［項を削る。］	任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令 １　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十五条及び第三十六条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載しなければならない。 ２　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。 ３　前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格Ａ列四番の丈夫な紙とする。ただし、Ａ列四番の紙に代えて、Ｂ列四番の紙とすることを妨げない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

付録第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

付録第１号様式

代　理　権　目　録

Ａ　財産の管理・保存・処分等に関する事項

Ａ１□　甲に帰属する別紙「財産目録」の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔Ｂ１・Ｂ２〕を除く。）並びにその果実の管理・保存

Ａ２□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更

□売却

□賃貸借契約の締結・変更・解除

□担保権の設定契約の締結・変更・解除

□その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」のとおり）

Ｂ　金融機関との取引に関する事項

Ｂ１□　甲に帰属する別紙「預貯金等目録」の預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）

Ｂ２□　預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引

Ｂ３□　貸金庫取引

Ｂ４□　保護預り取引

Ｂ５□　金融機関とのその他の取引

□当座勘定取引　　□融資取引

□保証取引　□担保提供取引

□証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕

□為替取引

□信託取引（予定（予想）配当率を付した金銭信託（貸付信託）を含む。）

□その他（別紙「金融機関との取引目録」のとおり）

Ｂ６□　金融機関との全ての取引

Ｃ　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項

Ｃ１□　定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

□家賃・地代

□年金・障害手当金その他の社会保障給付

□その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」のとおり）

Ｃ２□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続

□家賃・地代　　□公共料金

□保険料　　□ローンの返済金

□その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」のとおり）

Ｄ　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項

Ｄ１□　生活費の送金

Ｄ２□　日用品の購入その他日常生活に関する取引

Ｄ３□　日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

Ｅ　相続に関する事項

Ｅ１□　遺産分割又は相続の承認・放棄

Ｅ２□　贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾

Ｅ３□　寄与分を定める申立て

Ｅ４□　遺留分侵害額の請求

Ｆ　保険に関する事項

Ｆ１□　保険契約の締結・変更・解除

Ｆ２□　保険金の受領

Ｇ　証書等の保管及び各種の手続に関する事項

Ｇ１□　次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
□登記済権利証
□実印・銀行印・印鑑登録カード
□その他（別紙「証書等の保管等目録」のとおり）

Ｇ２□　株券等の保護預り取引に関する事項

Ｇ３□　登記の申請

Ｇ４□　供託の申請

Ｇ５□　住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求

Ｇ６□　税金の申告・納付

Ｈ　介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項

Ｈ１□　介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払

Ｈ２□　要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求

Ｈ３□　介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払

Ｈ４□　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払

Ｈ５□　福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求

Ｉ　住居に関する事項

Ｉ１□　居住用不動産の購入

Ｉ２□　居住用不動産の処分

Ｉ３□　借地契約の締結・変更・解除

Ｉ４□　借家契約の締結・変更・解除

Ｉ５□　住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

Ｊ　医療に関する事項

Ｊ１□　医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払

Ｊ２□　病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

Ｋ□　Ａ～Ｊ以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」のとおり）

Ｌ　以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項

Ｌ１□　裁判外の和解（示談）

Ｌ２□　仲裁契約

Ｌ３□　行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行

Ｌ４・１　任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項

Ｌ４・１・１□　訴訟行為（訴訟の提起、調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等）

Ｌ４・１・２□　民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選任等）

Ｌ４・２□　任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第５５条第２項の特別授権事項について授権をすること

Ｌ５□　紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」のとおり）

Ｍ　復代理人・事務代行者に関する事項

Ｍ１□　復代理人の選任

Ｍ２□　事務代行者の指定

Ｎ　以上の各事務に関連する事項

Ｎ１□　以上の各事項の処理に必要な費用の支払

Ｎ２□　以上の各事項に関連する一切の事項

注１　本号様式を用いない場合には、全て付録第２号様式によること。

２　任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。

３　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。

４　上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔Ｌ４・１〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。

５　別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記録するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

付録第２号様式

代　理　権　目　録

一、　何　　何

一、　何　　何

一、　何　　何

一、　何　　何

一、　何　　何

注１　付録第１号様式を用いない場合には、全て本号様式によること。

２　各事項（訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。

３　各事項（任意後見受任者が弁護士である場合には、訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。

４　別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記録するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

（不動産登記規則の一部改正）

第六条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（申請情報を記録した磁気ディスク） **第五十一条**　［略］ ［２～７　略］ ８　第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十四条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。 ［９・10　略］	（申請情報を記録した磁気ディスク） **第五十一条**　［同上］ ［２～７　同上］ ８　第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十四条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。 ［９・10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第七条　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（縦覧等の指定） **第八条**　民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく縦覧等は、別表第四に掲げる縦覧等とする。 （交付等の指定） **第十条**　民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五に掲げる交付等とする。 **別表第二の一**（第三条関係　法の適用対象のもの） 番号　保存 一～三　［略］	（縦覧等の指定） **第八条**　民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく縦覧等は、別表第四の一及び別表第四の二に掲げる縦覧等とする。 （交付等の指定） **第十条**　民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五の一及び別表第五の二に掲げる交付等とする。 **別表第二の一**（第三条関係　法の適用対象のもの） 番号　保存 一～三　［同上］

四	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十二条第一項の規定による証書の正本又は謄本の保存
五	公証人法第四十五条の規定による証書原簿の保存
六	公証人法第五十八条ノ二第四項の規定による証書の保存
七	公証人法第六十一条の規定による認証簿の保存
八	公証人法第六十二条ノ三第三項の規定による定款の保存
九	公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳及び計算簿の保存
十	公証人法施行規則第二十五条第二項に規定する書類の保存
十一	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第十九条に規定する書類の保存
十二～二十	［同上］

別表第二の二（第三条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	保存
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の保存
二～四	［同上］

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
一～四	［同上］

四	［削る。］
五	［削る。］
六	［削る。］
七	［削る。］
八	［削る。］
九	［削る。］
十	［削る。］
十一	［削る。］
十二～二十	［略］

別表第二の二（第三条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	保存
一～三	［略］

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
一～四	［略］

五	［削る。］
六	［削る。］
七	［削る。］
八	［削る。］
九	［削る。］
十～二十	［略］

別表第三の二（第五条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	作成
一～四	［略］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

［略］

［別表を削る。］

五	公証人法第四十六条の規定による証書原簿の作成
六	公証人法第六十一条の規定による認証簿の作成
七	公証人法施行規則第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、送達関係書類綴込帳及び計算簿の作成
八	公証人法施行規則第二十五条第二項の規定による書類の作成
九	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十九条の規定による書類の作成
十～二十五	［同上］

別表第三の二（第五条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	作成
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の作成
二～五	［同上］

別表第四の一（第八条関係　法の適用対象のもの）

［同上］

別表第四の二（第八条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	縦覧等
一	公証人法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧
二	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の縦覧

別表第五（第十条関係　法の適用対象のもの）

［略］

［別表を削る。］

三	公証人法第六十二条ノ五において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による定款の縦覧

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

［同上］

別表第五の二（第十条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	交付等
一	公証人法第四十七条第一項の規定による証書の正本の交付
二	公証人法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付
三	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付
四	公証人法第六十二条ノ五の規定において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による定款の謄本の交付

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令及び平成十九年法務省告示第百二号の廃止）

第二条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）及び平成十九年法務省告示第百二号（法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行前にされた公証人の行う事務に係る嘱託又は請求に関する手続については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

2　前条の規定にかかわらず、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年法務省令第七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するとされた同省令による改正前の指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十五条の規定に基づき保存されている情報に係る情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

○法務省令第四十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表第一			
［略］			
岡山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
（岡山）	（岡山）	岡山県 岡山市 北区	岡山県の内 岡山市 玉野市 赤磐市 加賀郡

改正前			
別表第一			
［同上］			
岡山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
（岡山）	（岡山）	岡山県 岡山市 北区	岡山県の内 岡山市の内 北区の内 石関町　出石町／一丁目／二丁目／　内山下／一丁目／二丁目／　表町／自一丁目／至三丁目／　学南町／自一丁目／至三丁

目／　金山寺　祇園　北方／自一丁目／至四丁目／　京橋町　高野尻　後楽園　国体町　下牧　宿　宿本町　建部町市場　建部町大田　建部町小倉　建部町川口　建部町桜　建部町三明寺　建部町品田　建部町下神目　建部町建部上　建部町田地子　建部町鶴田　建部町角石畝　建部町角石谷　建部町富沢　建部町中田　建部町西原　建部町土師方　建部町福渡　建部町豊楽寺　建部町宮地　建部町吉田　建部町和田南　玉柏　田町／一丁目／二丁目／　中央町　津島東／自一丁目／至四丁目／　天神町　磨屋町　富田町／一丁目／二丁目／　中井町／一丁目／二丁目／　中山下／一丁目／二丁目／　中原　中牧　野田屋町／一丁目／二丁目／　畑鮎　原　蕃山町　半田町　番町／一丁目／二丁目／　広瀬町　兵団　平和町　法界院　丸の内／一丁目／二丁目／　御津石上　御津伊田　御津宇甘　御津宇垣　御津鹿瀬　御津勝尾　御津金川　御津川高　御津北野　御津草生　御津国ケ原　御津河内　御津虎倉　御津紙工　御津下田　御津新庄　御津高津　御津中泉　御津中畑　御津中牧　御津中山　御津野々口　御津平岡西　御津矢知　御津矢原　御津吉尾　御津芳谷　南方／自一丁目／至五丁目／　三野／自一丁目／至三丁目／　三野本町　牟佐　大和町／一丁目／二丁目／　弓之町　理大町

中区

東区の内

瀬戸町旭ヶ丘／自一丁目／至四丁目／　瀬戸町江尻　瀬戸町大内　瀬戸町沖　瀬戸町鍛冶屋　瀬戸町肩脊　瀬戸町観音寺　瀬戸町菊山　瀬戸町光明谷　瀬戸町坂根　瀬戸町笹岡　瀬戸町塩納　瀬戸町下　瀬戸町宿奥　瀬戸町瀬戸　瀬戸町宗堂　瀬戸町大井　瀬戸町寺地　瀬戸町二日市　瀬戸町万富　瀬戸町南方　瀬戸町森末　瀬戸町弓削

赤磐市

加賀郡

［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登記事務委任規則の一部改正）

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第七条　［略］ 2　静岡地方法務局掛川支局、袋井支局及び磐田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局浜松支局で取り扱わせる。 3　［略］	**第七条**　［同上］ 2　静岡地方法務局袋井支局及び磐田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同地方法務局掛川支局管内静岡県掛川市、御前崎市及び菊川市に属する地域内の商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局浜松支局で取り扱わせる。 3　［同上］
第二十五条　岡山地方法務局倉敷支局、津山支局、笠岡支局、高梁支局及び備前支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、岡山地方法務局で取り扱わせる。 ［項を削る。］	**第二十五条**　岡山地方法務局倉敷支局、津山支局、笠岡支局、高梁支局、備前支局及び岡山西出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、岡山地方法務局で取り扱わせる。 2　岡山地方法務局管内加賀郡吉備中央町上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、岡山地方法務局高梁支局で取り扱わせる。 3　岡山地方法務局津山支局管内岡山県真庭市阿口、上呰部、上中津井、上水田、五名、下呰部、下中津井、宮地及び山田に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、岡山地方法務局高梁支局で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

［同上］		岡山西	岡山県	岡山県の内
			岡山市	岡山市の内
			北区	北区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く。）東区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く。）南区
				玉野市

附　則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第七条第二項の改正規定　公布の日

二　第二条中登記事務委任規則第二十五条第二項の改正規定　令和七年九月十六日

三　第二条中登記事務委任規則第二十五条第三項の改正規定　令和七年十一月四日

四　第一条の規定及び第二条中登記事務委任規則第二十五条第一項の改正規定　令和八年一月五日

法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
［略］	［略］	［略］
公立大学法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号に掲げる業務（同号に規定する設置及び管理に限る。）	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）
［略］	［略］	［略］

改正前

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
［同上］	［同上］	［同上］
公立大学法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号に掲げる業務（出資に係るものを除く。）	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）
［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行の日（令和七年八月十六日）から施行する。

官　庁　発　表

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を令和７年７月30日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年８月15日　　農林水産大臣　小泉進次郎

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　令和６／７年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績の算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

⑶　需要実績（速報値）

⑵により算出した令和６／７年（令和６年７月から令和７年６月までの１年間）の需要実績（速報値）は、⑵の算出方法が決定次第記載します。

２　令和７／８年の需要見通し（推計値）

需要見通しの算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

３　令和７／８年の需給見通し

令和７／８年の需給見通しについては、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

⑴　政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降に行うものとする。

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

⑶　⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑷　なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　令和７／８年の備蓄運営

令和７年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（81万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、7.5万トンとなります。

こうした状況を踏まえた令和７／８年の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和６会計年度の輸入状況

令和６会計年度においては、令和６年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく6,960トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和７会計年度の輸入方針

令和７会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人経済産業研究所令和６年度財務諸表に関する公告

令和７年８月15日

東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
独立行政法人経済産業研究所
理事長　深尾　京司

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

単位：円

資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金		304,691,517		
未収入金		1,068,912		
前払金		6,524,608		
前払費用		20,918,722		
預け金		1,000		
賞与引当金見返(注)		54,254,438		
流動資産合計			387,459,197	
Ⅱ　固定資産				
１．有形固定資産				
建物	46,562,464			
減価償却累計額	－19,817,484	26,744,980		
工具器具備品	37,759,771			
減価償却累計額	－28,106,492	9,653,279		
有形固定資産合計		36,398,259		
２．無形固定資産				
ソフトウェア	6,652,417			
無形固定資産合計		6,652,417		
３．投資その他の資産				
長期前払費用	2,714,098			
退職給付引当金見返(注)	138,249,299			
投資その他の資産合計		140,963,397		
固定資産合計			184,014,073	
資産合計				571,473,270
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務(注)		152,648,895		
預り金		7,582,120		
預り科研費		4,028,043		
未払金		123,681,514		
未払費用		19,973,318		
引当金				
賞与引当金	54,254,438			
引当金合計		54,254,438		
流動負債合計			362,168,328	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債(注)				
資産見返運営費交付金		38,619,682		
資産見返物品受贈額		0		
資産見返寄附金		4,430,994		
引当金				
退職給付引当金	138,249,299			
引当金合計		138,249,299		
固定負債合計			181,299,975	
負債合計				543,468,303
純資産の部				
Ⅰ　利益剰余金				
積立金		0		
当期未処分利益		28,004,967		
（うち当期総利益　28,004,967）				
利益剰余金合計			28,004,967	
純資産合計				28,004,967
負債純資産合計				571,473,270

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	1,284,238,872	
一般管理費	493,794,226	
雑損	155,564	
臨時損失	887,334	
損益計算書上の費用合計		1,779,075,996
Ⅱ　その他行政コスト	0	
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		1,779,075,996

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

Ⅰ　経常費用			
１．研究業務費			
⑴　人件費	687,987,398		
⑵　減価償却費	3,236,754		
⑶　その他の研究業務費　※１	593,014,720	1,284,238,872	
２．一般管理費			
⑴　人件費	225,174,471		
⑵　減価償却費	4,671,004		
⑶　その他の一般管理費　※２	263,948,751	493,794,226	
３．雑損		155,564	
経常費用合計			1,778,188,662
Ⅱ　経常収益			
１．運営費交付金収益㈱		1,664,925,926	
２．普及業務収入		234,064	
３．受託収入		1,005,776	
４．シンポジウム収入		0	
５．資産見返運営費交付金戻入㈱		6,478,819	
６．資産見返物品受贈額戻入㈱		0	
７．資産見返寄附金戻入㈱		2,316,273	
８．科学研究費間接費収入		2,899,807	
９．寄附金収益㈱		52,179,291	
10．賞与引当金見返に係る収益㈱		54,254,438	
11．退職給付引当金見返に係る収益㈱		22,742,852	
12．財務収益			
受取利息	22,135	22,135	
13．雑益		21,582	
経常収益合計			1,807,080,963
Ⅲ　経常利益			28,892,301
Ⅳ　臨時損失			
１．固定資産除却損		887,334	887,334
Ⅴ　当期純利益			28,004,967
Ⅵ　当期総利益			28,004,967

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金								Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
					その他行政コスト累計額															
	政府出資金	地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当額累計額（－）	償却相当額累計額（－）	利息相当額累計額（－）	費用相当額累計額（－）	資産に係る相当額累計額（－）	売却相当額累計額（－）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高														48,360,861	690,386,727	690,386,727	738,747,588				738,747,588
当期変動額																					
Ⅰ　資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
不要財産に係る国庫納付等による減資																					

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																				
固定資産の取得																				
固定資産の除売却																				
減価償却																				
固定資産の減損																				
時の経過による資産除去債務の増加																				
承継資産の使用等																				
不要財産に係る国庫納付等																				
出えん金の受入																				
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																				
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																				
⑴　利益の処分又は損失の処理																				
前中期目標期間からの繰越し																				
利益処分による積立て													690,386,727	−690,386,727	−690,386,727	—				—
利益処分（又は損失処理）による取崩し																				
国庫納付金の納付													−738,747,588			−738,747,588				−738,747,588
⑵　その他																				
当期純利益（又は当期純損失）														28,004,967	28,004,967	28,004,967				28,004,967
前中期目標期間繰越積立金取崩額																				
目的積立金取崩額																				
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																				
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																				
当期変動額合計													−48,360,861	−662,381,760	−662,381,760	−710,742,621				−710,742,621
当期末残高													0	28,004,967	28,004,967	28,004,967				28,004,967

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

単位：円

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	商品又はサービスの購入による支出	－363,174,447
	人件費支出	－902,364,083
	その他の業務支出	－598,983,938
	国庫金納付金返納額	－738,747,588
	科学研究費預り金支出	－28,945,514
	運営費交付金収入	1,900,000,000
	普及業務収入	234,064
	受託収入	970,918
	シンポジウム収入	0
	科学研究費預り金収入	22,545,000
	寄附金収益	52,179,291
	雑益	21,582
	小計	－656,264,715
	利息の受取額	16,893
	業務活動によるキャッシュ・フロー	－656,247,822
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	－500,500
	投資活動によるキャッシュ・フロー	－500,500
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ	資金増加額	－656,748,322
Ⅴ	資金期首残高	961,439,839
Ⅵ	資金期末残高	304,691,517

利益の処分に関する書類

（令和７年６月30日）

単位：円

Ⅰ	当期未処分利益		28,004,967
	当期総利益	28,004,967	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金		28,004,967

注　記

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、人件費及び一般管理費については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却費の会計処理方法

有形固定資産・無形固定資産は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年　　工具器具備品　４年～６年　　ソフトウェア　５年

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．消費税等の会計処理

税込方式を採用しております。

６．収益及び費用の計上基準

普及業務収入に係る収益は、主に本の売り上げに係る収益であり、監修料の金額が確定した時点で収益を認識しております。

貸借対照表関係

１．複数の事業年度にまたがって役務提供を受けるライセンス利用料やデータベース利用料等について、前期までは支払額の全てを支払年度の費用に算入しておりましたが、今期より、年度末時点において役務提供未実施分に対応する金額については前払金又は前払費用に計上しております。

行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,779,075,996
自己収入等	－56,362,655
法人税等及び国庫納付額	－738,747,588
機会費用	78,995,285
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,062,961,038

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

国有財産の使用面積は、1,578.50㎡であります。

1,409.8㎡×45,960円＋86.4㎡×30,480円＋82.3㎡×30,480円＝69,936,384円

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国からの出向職員退職給付金は、9,058,901円であります。

損益計算書注記

１．※１　その他の研究業務費のうち主要な費目及び金額

研究業務委託費	188,111,609円
謝金	139,473,873円
データベース経費	105,387,591円

※２　その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額

賃借料	145,085,077円
一般業務委託費	75,059,618円

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	304,691,517円
資金期末残高	304,691,517円

２．人件費支出には、退職手当及び法定福利費を含んでおります。

金融商品に関する注記

単位：円

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
現金及び預金	304,691,517	304,691,517	0
未収入金	1,068,912	1,068,912	0
未払金	(123,681,514)	(123,681,514)	0

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

１．現金及び預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

令和６年度の決算に関する公告

令和７年８月15日

東京都中央区日本橋本石町三丁目２番12号
全国社会保険労務士会連合会

貸　借　対　照　表

公　益　事　業

令和７年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金・預金	1,080,440,905	1,151,251,171	△70,810,266
未収入金	59,776,113	74,756,146	△14,980,033
仮払金	210,830	4,833,820	△4,622,990
立替金	205,332,015	203,361,425	1,970,590
前払費用	2,895,332	15,964,895	△13,069,563
流動資産合計	1,348,655,195	1,450,167,457	△101,512,262
２．固定資産			
⑴　特定資産			
退職給付引当預金	179,503,978	167,912,556	11,591,422
記念事業積立預金	50,000,000	30,000,000	20,000,000
登録システム構築積立預金	20,000,000	80,000,000	△60,000,000
災害対応基金預金	220,000,000	210,000,000	10,000,000
特定資産合計	469,503,978	487,912,556	△18,408,578
⑵　その他固定資産			
什器備品	53,132,441	51,098,727	2,033,714
電話加入権	620,317	620,317	0
貸付金	50,000,000	100,000,000	△50,000,000
その他固定資産合計	103,752,758	151,719,044	△47,966,286
固定資産合計	573,256,736	639,631,600	△66,374,864
資産合計	1,921,911,931	2,089,799,057	△167,887,126
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
収益事業勘定	28,498,335	30,338,644	△1,840,309
預り金	111,990,473	116,419,553	△4,429,080
未払金	92,222,776	76,825,569	15,397,207
前受金	0	0	0
流動負債合計	232,711,584	223,583,766	9,127,818

２．固定負債			
退職給付引当金	179,503,978	167,912,556	11,591,422
記念事業積立金	50,000,000	30,000,000	20,000,000
登録システム構築積立金	20,000,000	80,000,000	△60,000,000
災害対応基金	220,000,000	210,000,000	10,000,000
固定負債合計	469,503,978	487,912,556	△18,408,578
負債合計	702,215,562	711,496,322	△9,280,760
Ⅲ　正味財産の部			
一般正味財産	1,219,696,369	1,378,302,735	△158,606,366
正味財産合計	1,219,696,369	1,378,302,735	△158,606,366
負債及び正味財産合計	1,921,911,931	2,089,799,057	△167,887,126

収　支　計　算　書

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

公　益　事　業

Ⅰ．収入の部　（単位：円）

勘　定　科　目	予　算　額	決　算　額	差　異
会費収入	891,226,000	886,899,200	4,326,800
手数料収入	84,400,000	84,449,000	△49,000
事業収入	228,689,000	312,730,748	△84,041,748
その他の収入	135,039,000	142,495,603	△7,456,603
当期収入合計(A)	1,339,354,000	1,426,574,551	△87,220,551
前期繰越収支差額	1,226,583,000	1,226,583,691	△691
収入合計(B)	2,565,937,000	2,653,158,242	△87,221,242

Ⅱ．支出の部　（単位：円）

勘　定　科　目	予　算　額	決　算　額	差　異
事業費支出	830,891,000	767,267,749	63,623,251
管理費	519,424,000	496,088,649	23,335,351
その他の支出	294,675,000	273,858,233	20,816,767
予備費	16,450,000	0	16,450,000
当期支出合計(C)	1,661,440,000	1,537,214,631	124,225,369
当期収支差額(A)－(C)	△322,086,000	△110,640,080	△211,445,920
次期繰越収支差額(B)－(C)	904,497,000	1,115,943,611	△211,446,611

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和７年８月15日

永平寺町長　河合　永充

1　当該建築物の所在
　吉田郡永平寺町松岡神明２丁目10番地
2　所有者等が行うべき措置の内容
　当該建築物の除却
3　措置の期限
　令和７年８月27日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を講じることとする。
4　永平寺町役場掲示場への掲示
　この公告の内容の詳細については、永平寺町公告式条例第２条第２項に規定する永平寺町役場前掲示場及び永平寺支所前掲示場、上志比支所前掲示場において掲示する。

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和７年８月15日　　能美市長　井出　敏朗

1　当該建築物の所在等
　所在地　石川県能美市高坂町ハ99番地83
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平屋建
　延床面積　83.57㎡
2　所有者等が行うべき措置の内容
　当該建築物の除却
3　措置の期限　令和７年９月５日
　期限までに所有者等による２の措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
4　動産等の取扱い
　市長等が２の措置を行うときは、当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに搬出又はその物を指定して保管し引き渡すよう６の問い合わせ先へ通知すること。
5　能美市役所前掲示場への掲示
　この公告の内容は、能美市公告式条例第２条第２項に規定する能美市役所前掲示場において掲示する。
6　問い合わせ先
　能美市土木部まち整備課
　電話　0761―58―2251

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道留萌市錦町二丁目二番五号

有限会社アーバン

清算人　谷　泰次

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道釧路市大楽毛二線一七〇番地の九六

株式会社マルショウクラタ

代表清算人　倉田　正

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道登別市若山町四丁目四一番地二

株式会社もがみやフィッツカンパニー

代表清算人　最上谷文昭

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

札幌市東区北四十条東十二丁目一番一八号

株式会社ヤマダプランニング

代表清算人　山田　茂

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道深川市一条八番一〇号

有限会社椿

清算人　椿　政子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

青森県八戸市田面木松長根四番地一

舘合同会社

清算人　下舘　幸子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

岩手県紫波郡紫波町北日詰字八反田二七

株式会社八重畑製材所

代表清算人　八重畑　修

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

宮城県名取市下増田字小沼二九番地

株式会社Ｓ・Ｋ朝日駐車場

代表清算人　阿部　容子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

宮城県本吉郡南三陸町歌津字管の浜八〇番地四

特定非営利活動法人ハーモニーうたつ

清算人　渡邉　太志

解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

宮城県石巻市真野字小屋前三八番地一

ウッド新沼株式会社

代表清算人　新沼　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

宮城県石巻市中央二丁目四番一八号

株式会社すが原

代表清算人　菅原希代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

秋田県湯沢市高松字八乙女九七番地

有限会社小野田建設

清算人　小野田未喜

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

山形市久保田一丁目六番五号

株式会社オプトロン

代表清算人　吉村　春樹

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福島県福島市庄野字柿場一番地の一

株式会社デクリエ

代表清算人　佐藤　敏明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福島県須賀川市馬町二番地の六

後藤産業株式会社

代表清算人　後藤　幸子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福島県いわき市好間町北好間字作田二一番地の四

有限会社エステー商会

清算人　佐藤　靖典

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

茨城県常総市水海道宝町三三八五番地

有限会社明文堂書店

清算人　飯塚　智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

栃木県小山市出井一七一七番地一

有限会社イソオート工場

代表清算人　礒　森治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県久喜市菖蒲町三箇八六二番地二

有限会社榎本

清算人　榎本　英明

解散公告

当社は令和三年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県さいたま市西区プラザ四五番四号

有限会社プラザハウス

清算人　齋藤　咲耶

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県川口市栄町三丁目5番1号

有限会社天野屋

代表清算人　香川　光子

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県新座市大和田一丁目一番二六号

有限会社深井モータース

清算人　深井　憲一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県川口市江戸袋一丁目一七番四一―七一七号

株式会社グレッツ

代表清算人　山﨑　直樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

埼玉県川口市元郷一丁目二六番一号

アサヒゴム産業株式会社

代表清算人　小林　千春（谷田部千春）

解散公告

当組合は、令和七年七月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

千葉県市原市八幡北町一丁目八番二号

市原市測量設計業協同組合

代表清算人　平野　彰洋

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年七月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

千葉県成田市長田八四八番二　長田区

清算人　平山　清彦

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

千葉県市川市八幡四丁目七番一八号

株式会社ＧＥＮ

代表清算人　白根　邦廣

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都中央区日本橋人形町一丁目五番五号

株式会社インター

代表清算人　大貫日出子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＨＰ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ヘルスケアプロパティーズ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社神戸三宮ホテルマネジメント

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人Ｇ２

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都豊島区駒込五丁目二番一―四〇八号

株式会社ｄｏｔ＆ｈｙｐｈｅｎ

代表清算人　白木裕一朗

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都板橋区上板橋一丁目一九番一六号

ＡＣ９一般社団法人

代表清算人　髙橋　通彰

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都港区新橋六丁目一一番八号

有限会社東島屋

清算人　藤ノ木博貴

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一五号渋谷Ｓ野口ビル一〇Ｆ　株式会社ＬｉＰＬＵＳ

代表清算人　渋谷　雄史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都江戸川区南小岩六丁目一六番一四号

有限会社中村興業

清算人　中村　恭兵

解散公告

当社は、令和七年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都新宿区西早稲田三丁目一一番三号

株式会社C.U.E.

代表清算人　八巻　達彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都葛飾区東金町一丁目一〇番一〇号

有限会社花月

清算人　坂口紳一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都立川市柴崎町一丁目一五番二五号一〇二ベルフォーレ諏訪一〇二号室

株式会社Ｃｏｓｍｉｃ

代表清算人　武井椋太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都千代田区九段南三丁目四番二―五〇三号

有限会社エフ・トライ

清算人　清水ふみ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

合同会社大阪レジデンシャルマスターリース

清算人　菊地　耕平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都北区田端新町一丁目九番六号田村ビル一階

合同会社ＧＯＲＤＯＮ

清算人　奥田　義光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五Ｆ

東北サイエンス株式会社

代表清算人　柴田　一泰

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都中野区中央五丁目三八番一三号エスエス一〇Ａ―七〇二

一般社団法人日本武藝躰道本院

代表清算人　奥山　安雪

解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

横浜市中区本牧町一丁目二二番地三

東正株式会社

代表清算人　于　楊州

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付にて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

新潟市中央区寄居町三三二番地一八　新潟シティビル三階

株式会社猪子場管財

代表清算人　村山　雄亮

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

新潟市中央区寄居町三三二番地一八　新潟シティビル四階

新潟地下開発株式会社

代表清算人　村山　雄亮

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

新潟県魚沼市三渕沢一四五番地一

合同会社サトウ精研

清算人　佐藤　光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

富山市稲荷元町二丁目一一番一号

株式会社アピアウエルネス

代表清算人　上願　宏幸

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

石川県金沢市横川五丁目一〇二番地

株式会社アヴィンズ

代表清算人　菱田　正明

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

長野県上田市上田原五〇一番地一八

一般社団法人Ｅｉｒ

清算人　山岸　呉羽

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

岐阜県各務原市下切町九丁目七二番地

有限会社日野鉄工所

清算人　日比野綾男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

静岡県浜松市中央区上島四丁目二六番一六―七〇一号　有限会社データサイエンス

清算人　牧野　淳一

解散公告

当社は、令和七年六月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛知県清須市助七一丁目二〇四番地一

株式会社リレア

代表清算人　長坂　洋

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛知県瀬戸市北脇町二七六

一般社団法人ＡＳＩＡ　ｂｅａｕｔｙ　ｆｉｔｎｅｓｓ協会

代表清算人　鈴木　達也

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

名古屋市西区康生通二丁目二六番地

特定非営利活動法人病診連携フォーラム・東海

清算人　平山　治雄

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

滋賀県野洲市小堤六三七番地

株式会社伸栄電設

代表清算人　岡田　吉沖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪府守口市大久保町二丁目二九番一五―一二一三号

株式会社ふくろう

代表清算人　山近　道代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪市中央区農人橋二丁目二番一一号

株式会社和宏印刷

代表清算人　田中　俊彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社ＡＫプロジェクト

清算人　谷口　明奈

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪府高槻市上田辺町六番二三―二〇三号

株式会社Ａｌｃｅｄｏ

代表清算人　森本　晋

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪府東大阪市長田東三丁目二番四三号

長田ＳＫパークビル

エネルギーライフサポート株式会社

代表清算人　千綾　謙司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

奈良県橿原市今井町三丁目五番六号

株式会社清光ランジェリー

代表清算人　大橋　正子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

奈良県橿原市今井町三丁目五番六号

株式会社南都衛材製作所

代表清算人　大橋　正子

第34期決算公告　令和７年６月30日

北海道札幌市北区北二十四条西16丁目３番15号

株式会社ディアネス

代表取締役　新田　正範

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,621
	固定資産	1,420,695
	合計	1,633,317
負債及び純資産の部	流動負債	249,851
	固定負債	1,109,469
	株主資本	273,996
	資本金	10,000
	利益剰余金	263,996
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	260,996
	（うち当期純利益）	(59,543)
	合計	1,633,317

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

和歌山市黒田二丁目一番四号

有限会社オフィス上山

清算人　中畑乃里子

清算人　齋藤　勝

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

鳥取県倉吉市福庭町一丁目三六番地

有限会社アシード

清算人　畑　昭宏

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

広島県廿日市市宮島町一一三三番地

有限会社錦水サービス

清算人　武内　智弘

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

広島県尾道市栗原町一一六六〇番地三一

有限会社伸菱

清算人　横山　淳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

徳島県阿南市宝田町荒井二〇番地

株式会社ＫＳ商会

代表清算人　坂本　宗彦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県四国中央市三島中央三丁目一〇番一九号

有限会社外山文具店

代表清算人　外山　英敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県松山市下伊台町一〇六番地

有限会社　野本生コン

清算人　野本　正二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県西条市丹原町北田野一六九七番地

有限会社大幸

清算人　戸田　幸秀

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県松山市平井町甲三六〇七番地七

ＮＰＯ法人だんだんのわ

代表清算人　佃　和彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県今治市高市甲二六五番地二

株式会社Ｔ＆Ｍ

代表清算人　宗雪　高和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福岡市博多区博多駅前二丁目一九番一七号

トーカン博多第五ビル三一二号室

合同会社いろどり

清算人　陣内　聡

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福岡県古賀市天神五丁目八番二三号

有限会社汐入不動産

代表清算人　日高　徳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

佐賀県唐津市千々賀一二八八番地六

有限会社木須

清算人　木須加代子

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日付けをもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

宮崎県宮崎市出来島町二九番地七号

アースファイリング株式会社

代表清算人　濵村哲之進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

鹿児島県霧島市国分下井二九八八番地

株式会社稲満会

代表清算人　稲満　靖紀

第７期決算公告　令和７年５月29日

宮城県石巻市十八成浜清崎山１番地21

株式会社イービス藻類産業研究所

代表取締役社長　木村　周

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,083
	固定資産	187,775
	繰延資産	0
	資産合計	**206,858**
負債及び純資産の部	流動負債	82,061
	固定負債	40,170
	株主資本	84,627
	資本金	210,000
	資本剰余金	110,000
	資本準備金	110,000
	利益剰余金	△235,373
	その他利益剰余金	△235,373
	（うち当期純損失）	(54,281)
	負債・純資産合計	**206,858**

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

沖縄県那覇市牧志二丁目一七番二七号四〇一

一般社団法人Ｏｋｉ　Ｈａｎｄｓ　Ｏｋｉ　Ｈｅａｒｔｓ

代表清算人　ファウルクス章子

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

沖縄県那覇市字安謝一〇一番地四

株式会社ティーアールシー

代表清算人　仲地　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

沖縄県沖縄市古謝一丁目二四番二一号

有限会社リッカ

清算人　比屋根　聡

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

沖縄県中頭郡北谷町字美浜八番地一一

株式会社ゴンゴン

清算人　照屋　林賢

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年九月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都町田市つくし野四丁目九番地八

医療法人社団東八雲会

清算人　門脇　和臣

第十四期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

資産の部計	六一、一五三、八八一
負債及び正味財産の部計	六一、一五三、八八一
負債の部計	六二、九五七、九二五
正味財産の部計	△一、八〇四、〇四四
負債及び正味財産の部計	六一、一五三、八八一

令和七年八月十五日

埼玉県戸田市中町一丁目三番地の七

特定非営利活動法人ライズケア

代表理事　蜂谷　淳一

第一三期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

資産の部計	一七、七八六、三一一
負債及び正味財産の部計	一七、七八六、三一一
負債の部計	七、〇五三、九三八
正味財産の部計	一〇、七三二、三七三
負債及び正味財産の部計	一七、七八六、三一一

令和七年八月十五日

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目一〇番四号

特定非営利活動法人　若杉会

理事　荒木　剛

第　19　期　決　算　公　告

令和７年８月15日　東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

ＧＩＣジャパン株式会社

代表取締役　杉本　健

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,776,119	流動負債	869,456
固定資産	634,053	固定負債	702,687
		負債合計	**1,572,144**
		株主資本	838,028
		資本金	35,500
		資本剰余金	25,500
		資本準備金	25,500
		利益剰余金	777,028
		その他利益剰余金	777,028
		（うち当期純利益）	(150,938)
		純資産合計	**838,028**
資産合計	**2,410,172**	**負債・純資産合計**	**2,410,172**

第 19 期 決 算 公 告

令和７年８月15日　　東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
マスター・プロパティーズ株式会社
代表取締役　クー・シェオフォン
代表取締役　鬼丸　真一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,007	流動負債	8,689
		固定負債	30,000
		負債合計	**38,689**
		株主資本	△28,682
		資本金	5,050
		資本剰余金	4,950
		資本準備金	4,950
		利益剰余金	△38,682
		その他利益剰余金	△38,682
		（うち当期純損失）	(4,347)
		純資産合計	**△28,682**
資産合計	**10,007**	**負債・純資産合計**	**10,007**

第41期決算公告　令和７年６月30日
宮城県仙台市泉区天神沢１丁目３番27号
株式会社仙和
代表取締役　新田　正範
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	696,342
	固定資産	3,719,649
	合計	4,415,991
負債及び純資産の部	流動負債	863,292
	固定負債	3,201,612
	株主資本	351,086
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	332,086
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	329,586
	（うち当期純利益）	(221,378)
	合計	4,415,991

第29期決算公告
令和７年８月15日
宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目７番30号
株式会社シナネン東北ひまわりガスセンター
代表取締役　和井田高史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,719
	固定資産	3,370
	合計	31,089
負債及び純資産の部	流動負債	13,612
	固定負債	0
	株主資本	17,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,477
	その他利益剰余金	7,477
	（うち当期純利益）	(2,308)
	合計	31,089

第39期決算公告　令和７年８月15日
仙台市青葉区国分町三丁目６番１号
ミライフ東日本株式会社
代表取締役　村尾　睦明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,328,161
	固定資産	4,606,545
	合計	8,934,706
負債及び純資産の部	流動負債	3,772,092
	固定負債	684,564
	株主資本	4,478,050
	資本金	200,000
	資本剰余金	2,481,054
	（資本準備金）	(20,000)
	利益剰余金	1,796,996
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	1,766,996
	（うち当期純損失）	(41,109)
	合計	8,934,706

第33期決算公告　令和７年８月15日
茨城県神栖市柳川4123番地
鹿島シティフレイト株式会社
代表取締役　齋藤　正志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86,468
	固定資産	61,941
	資産合計	148,410
負債及び純資産の部	流動負債	63,806
	固定負債	0
	負債合計	63,806
	株主資本	84,603
	資本金	50,000
	利益剰余金	34,603
	その他利益剰余金	34,603
	（うち当期純利益）	(7,333)
	純資産合計	84,603
	負債・純資産合計	148,410

第22期決算公告　令和７年６月30日
茨城県龍ケ崎市南が丘２丁目６番１
株式会社ジェイライフ
代表取締役　仲村　和明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	195,975
	固定資産	779,882
	合計	975,858
負債及び純資産の部	流動負債	174,375
	固定負債	662,350
	株主資本	139,132
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,132
	その他利益剰余金	129,132
	（うち当期純利益）	(9,889)
	合計	975,858

第48期決算公告
令和７年８月15日
宮城県角田市角田字旭町32番地の３
窪田電気工事株式会社
代表取締役　横山　康
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	897,340
	固定資産	187,460
	合計	1,084,800
負債及び純資産の部	流動負債	196,090
	固定負債	205,000
	株主資本	683,710
	資本金	30,000
	利益剰余金	653,710
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	646,210
	（うち当期純利益）	(26,980)
	合計	1,084,800

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①北垣建設工業株式会社　②北海道知事　空知(3)第488号　③代表取締役　北垣威史　④北海道雨竜郡秩父別町1873番地　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道雨竜郡秩父別町1873番地　北垣建設工業株式会社　代表取締役　北垣威史

①有限会社カノウ　②東京都知事(4)84780　③代表取締役　加納敏男　④東京都国立市谷保6249番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都国立市谷保6249番地　有限会社カノウ　代表取締役　加納敏男

①株式会社毎日コムネット　②国土交通大臣(6)5797　③代表取締役　小野田博幸　④東京都千代田区大手町二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿一丁目14番11号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町二丁目１番１号　株式会社毎日コムネット　代表取締役　小野田博幸

①株式会社ＭＩＴＳＵＫＡＲＵ　②広島県知事(2)第10850号　③代表取締役　小笹慎吾　④広島県東広島市高屋町小谷918番地　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県東広島市高屋町小谷918番地　株式会社ＭＩＴＳＵＫＡＲＵ　代表取締役　小笹慎吾

第35期決算公告　令和７年６月30日

千葉県野田市目吹36番地４

株式会社ＥＶＥ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　今村　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	190,568
	固定資産	62,045
	合計	252,613
負純資産及のび部	流動負債	86,521
	固定負債	197,302
	株主資本	△31,210
	資本金	5,000
	利益剰余金	△36,210
	その他利益剰余金	△36,210
	（うち当期純損失）	(36,351)
	合計	252,613

第30期決算公告　令和７年６月18日

埼玉県越谷市西方2986番地２

スターベーカリー株式会社

代表取締役　国領　順二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	177
	固定資産	124
	合計	301
負純資産及のび部	流動負債	1
	固定負債	0
	株主資本	300
	資本金	100
	資本剰余金	200
	その他資本剰余金	200
	利益剰余金	0
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	301

第32期決算公告　令和７年６月18日

埼玉県越谷市西方2986番地２

タワーベーカリー株式会社

代表取締役　国領　順二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	783
	固定資産	1,957
	合計	2,740
負純資産及のび部	流動負債	919
	固定負債	302
	株主資本	1,514
	資本金	100
	資本剰余金	395
	利益剰余金	1,019
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	956
	（うち当期純損失）	(28)
	評価・換算差額等	5
	合計	2,740

第32期決算公告　令和７年８月15日

東京都渋谷区円山町３番６号

株式会社ベッコアメ・インターネット

代表取締役　清水　高

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	448,936
	固定資産	64,744
	合計	513,680
負純資産及のび部	流動負債	203,670
	固定負債	60,324
	株主資本	249,685
	資本金	100,000
	資本剰余金	377,300
	資本準備金	64,525
	その他資本剰余金	312,775
	利益剰余金	△227,615
	その他利益剰余金	△227,615
	（うち当期純損失）	(189,834)
	合計	513,680

第4期決算公告　令和７年６月30日

東京都千代田区内神田一丁目14番８号

株式会社ＰｕｂｔｅＸ

代表取締役　渡辺　順

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,003,694
	固定資産	2,077,866
	資産合計	3,081,561
負純資産及のび部	流動負債	1,574,149
	賞与引当金	27,252
	固定負債	6,537
	株主資本	1,500,875
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	600,875
	その他利益剰余金	600,875
	（うち当期純利益）	(877,886)
	負債・純資産合計	3,081,561

第36期決算公告　令和７年８月15日

東京都千代田区丸の内二丁目７番３号

株式会社シップス

代表取締役　谷峰　修

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	208,858
	固定資産	14,631
	資産合計	223,490
負純資産及のび部	流動負債	73,090
	（うち賞与引当金）	(4,000)
	（うち役員退職慰労引当金）	(33,066)
	固定負債	16,000
	株主資本	134,399
	資本金	10,000
	利益剰余金	124,399
	その他利益剰余金	124,399
	（うち当期純利益）	(46,435)
	負債・純資産合計	223,490

第35期決算公告

令和７年６月25日

東京都港区虎ノ門１－１－18

株式会社コマムファイナンス

代表取締役　濵本　匠

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	94,761
	固定資産	6,983,829
	資産合計	7,078,590
負純資産及のび部	流動負債	39,852
	固定負債	7,043,215
	株主資本	△4,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,477
	その他利益剰余金	△14,477
	（うち当期純損失）	(726)
	負債・純資産合計	7,078,590

第34期決算公告

令和７年６月25日

東京都港区虎ノ門１－１－18

株式会社エリエファイナンス

代表取締役　濵本　匠

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,712
	固定資産	3,678,198
	資産合計	3,693,910
負純資産及のび部	流動負債	24,801
	固定負債	3,678,198
	株主資本	△9,089
	資本金	10,000
	利益剰余金	△19,089
	その他利益剰余金	△19,089
	（うち当期純損失）	(726)
	負債・純資産合計	3,693,910

第6期決算公告　令和７年８月15日

東京都港区海岸一丁目７番１号

日本コンピュータビジョン株式会社

代表取締役社長　桜井　勇人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	109,095
	固定資産	1,377
	資産合計	110,473
負純資産及のび部	流動負債	200,914
	（賞与引当金）	(21,851)
	固定負債	2,048,000
	株主資本	△2,139,080
	資本金	100,000
	利益剰余金	△2,239,080
	その他利益剰余金	△2,239,080
	（うち当期純損失）	(436,393)
	新株予約権	640
	負債・純資産合計	110,473

第47期決算公告

令和７年６月19日

東京都中央区八丁堀四丁目５番４号

エフアールビジネス株式会社

代表取締役社長　田中　勝

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,411
	固定資産	27,152
	資産合計	62,562
負純資産及のび部	流動負債	248
	株主資本	62,314
	資本金	30,000
	利益剰余金	32,314
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	24,814
	（うち当期純利益）	(1,380)
	負債・純資産合計	62,562

第15期決算公告　令和７年８月15日

東京都千代田区神田神保町一丁目24番１

株式会社スタディーハッカー

代表取締役　岡　健作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	164
	固定資産	208
	資産合計	372
負純資産及のび部	流動負債	360
	賞与引当金	12
	役員賞与引当金	10
	その他	338
	固定負債	609
	株主資本	△597
	資本金	21
	利益剰余金	△618
	その他利益剰余金	△618
	（うち当期純利益）	(105)
	負債・純資産合計	372

第6期決算公告　令和７年６月24日

東京都千代田区有楽町一丁目13番１号

第一生命リアルティアセットマネジメント株式会社

代表取締役社長　小野澤啓太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,719,562
	固定資産	57,489
	資産合計	1,777,051
負純資産及のび部	流動負債	288,771
	負債合計	288,771
	株主資本	1,488,279
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,288,279
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,238,279
	（うち当期純利益）	(856,202)
	純資産合計	1,488,279
	負債・純資産合計	1,777,051

第16期決算公告

令和７年８月15日
東京都豊島区池袋二丁目40番13号
グローバルパートナーズ株式会社
代表取締役　山本　康二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	558,367
	固定資産	126,132
	合計	684,500
負純資産及び部	流動負債	130,701
	固定負債	249,633
	株主資本	304,166
	資本金	100,000
	利益剰余金	204,166
	その他資本剰余金	204,166
	（うち当期純利益）	(171,215)
	合計	684,500

第5期決算公告

令和７年６月20日
東京都品川区小山一丁目３番26号
株式会社みんなの耐圧場
代表取締役　馬場　　徹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,931
	固定資産	477,101
	資産合計	534,032
負純資産及び部	流動負債	169,042
	固定負債	488,990
	株主資本	△124,000
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△214,000
	その他利益剰余金	△214,000
	（うち当期純利益）	(2,116)
	負債・純資産合計	534,032

第24期決算公告

令和７年６月19日
東京都中央区八丁堀四丁目５番４号
株式会社シーエフシーシー
代表取締役社長　遠藤　伸之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,524
	固定資産	3,000
	資産合計	42,524
負純資産及び部	流動負債	2,571
	株主資本	39,954
	資本金	27,000
	利益剰余金	12,954
	その他利益剰余金	12,742
	（うち当期純利益）	(3,279)
	負債・純資産合計	42,524

第７期決算公告

令和７年６月24日
東京都中央区築地３－12－５
＋ＳＨＩＦＴ　ＴＳＵＫＩＪＩ５階
株式会社バトンズ
代表取締役　神瀬　悠一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	519,766
	固定資産	168,721
	資産合計	688,487
負純資産及び部	流動負債	244,690
	株主資本	443,797
	資本金	100,000
	資本剰余金	206,990
	資本準備金	175,122
	その他資本剰余金	31,868
	利益剰余金	136,806
	その他利益剰余金	136,806
	（うち当期純利益）	(41,053)
	負債・純資産合計	688,487

第22期決算公告

令和７年６月30日
東京都品川区上大崎３丁目５番８号
ザ・プロアクティブカンパニー株式会社
代表取締役　鈴木恵美子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	596,895
	固定資産	199,526
	合計	796,421
負純資産及び部	流動負債	612,582
	賞与引当金	34,421
	その他の負債	104,029
	株主資本	183,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	173,839
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	171,339
	（うち当期純利益）	(7,767)
	合計	796,421

第16期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区内幸町二丁目２－１
株式会社イーストウィンド
代表取締役　國司　　了

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	854,603
	固定資産	36,644
	資産合計	891,248
負純資産及び部	流動負債	112,645
	賞与引当金	2,083
	固定負債	29,159
	退職給付引当金	25,174
	株主資本	749,443
	資本金	1,000
	利益剰余金	748,443
	その他利益剰余金	748,443
	（うち当期純損失）	(277,224)
	負債・純資産合計	891,248

第２期決算公告

令和７年６月26日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
ＭＳＸ株式会社
代表取締役　大藪　宏樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	219,921
	固定資産	5,320
	資産合計	225,242
負純資産及び部	流動負債	77,705
	株主資本	147,537
	資本金	1,000
	利益剰余金	146,537
	その他利益剰余金	146,537
	（うち当期純利益）	(123,674)
	負債・純資産合計	225,242

第10期決算公告

令和７年６月26日
東京都目黒区下目黒三丁目15番２号
松本ビル１階
株式会社ＡＹＵＭＵ
代表取締役　大藪　宏樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,950
	固定資産	7,616
	資産合計	40,566
負純資産及び部	流動負債	57,726
	賞与引当金	863
	株主資本	△17,159
	資本金	3,000
	利益剰余金	△20,159
	その他利益剰余金	△20,159
	（うち当期純利益）	(826)
	負債・純資産合計	40,566

第６期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ブハラット・セルティス株式会社
代表取締役　吉田　　哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	326,212,638
	固定資産	5,857,038,208
	資産合計	6,183,250,846
負純資産及び部	流動負債	1,210,000
	株主資本	6,182,040,846
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	5,897,000,000
	資本準備金	5,897,000,000
	利益剰余金	185,040,846
	その他利益剰余金	185,040,846
	（うち当期純利益）	(185,039,802)
	負債・純資産合計	6,183,250,846

第５期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区上原一丁目７番19号
ウエストマネージメントインターナショナル株式会社
代表取締役　飯島　慎介

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	149,361
	固定資産	400
	合計	149,761
負純資産及び部	流動負債	46,069
	株主資本	103,691
	資本金	3,000
	利益剰余金	100,691
	その他利益剰余金	100,691
	（うち当期純利益）	(34,087)
	合計	149,761

第９期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区上原一丁目７番19号
ウエストマネージメント株式会社
代表取締役　飯島　慎介

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,657
	固定資産	30,301
	合計	55,958
負純資産及び部	流動負債	5,097
	固定負債	58,930
	株主資本	△8,069
	資本金	5,000
	利益剰余金	△13,069
	その他利益剰余金	△13,069
	（うち当期純損失）	(1,260)
	合計	55,958

第25期決算公告

令和７年８月15日
東京都港区麻布台一丁目11番９号
ＢＰＲプレイス神谷町５階
ウォッチガード・テクノロジージャパン株式会社
代表取締役　サイ・ヘルシュ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,290,087
	固定資産	13,275,860
	資産合計	91,565,947
負純資産及び部	流動負債	11,535,467
	株主資本	80,030,480
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	70,030,480
	その他利益剰余金	70,030,480
	（うち当期純利益）	(6,840,697)
	負債・純資産合計	91,565,947

第８期決算公告

令和７年８月15日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11号
QBurst Technogies Japan株式会社
代表取締役
ビヌ・ダサッパン・ラジャヤマ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	717,378,325
	固定資産	4,327,494
	資産合計	721,705,819
負純資債及産のび部	流動負債	474,499,499
	固定負債	0
	株主資本	247,206,565
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	242,206,565
	その他利益剰余金	242,206,565
	（うち当期純利益）	(97,504,261)
	負債・純資産合計	721,705,819

第５期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区上原一丁目７番19号
ライス株式会社
代表取締役　飯島　慎介

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,048
	固定資産	7,400
	合計	61,448
負純資債及産のび部	流動負債	7,240
	株主資本	54,208
	資本金	3,000
	利益剰余金	51,208
	その他利益剰余金	51,208
	（うち当期純利益）	(9,384)
	合計	61,448

第５期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区上原一丁目７番19号
株式会社アセンドモデルズ
代表取締役　飯島　慎介

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,223
	固定資産	7,600
	合計	29,823
負純資債及産のび部	流動負債	6,362
	固定負債	5,050
	株主資本	18,411
	資本金	1,000
	利益剰余金	17,411
	その他利益剰余金	17,411
	（うち当期純利益）	(7,077)
	合計	29,823

第50期決算公告

令和７年８月15日
東京都目黒区自由が丘二丁目９番15号
株式会社ロマナ
代表取締役　関根　惠子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,770
	固定資産	25,581
	資産合計	42,351
負純資債及産のび部	流動負債	38,505
	固定負債	10,000
	退職給付引当金	10,000
	株主資本	△6,154
	資本金	15,000
	利益剰余金	△21,154
	その他利益剰余金	△21,154
	（うち当期純損失）	(3,532)
	負債・純資産合計	42,351

第20期決算公告

令和７年６月30日
東京都港区白金６丁目16番25―2701号
東京製鋼海外事業投資株式会社
代表取締役　王　紅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,880
	固定資産	9,507
	資産合計	11,387
負純資債及産のび部	流動負債	31
	株主資本	11,356
	資本金	100
	資本剰余金	17,350
	資本準備金	8,720
	その他資本剰余金	8,630
	利益剰余金	△6,094
	その他利益剰余金	△6,094
	（うち当期純利益）	(968)
	負債・純資産合計	11,387

第18期決算公告

令和７年８月15日
東京都港区南青山二丁目２番15号
株式会社ＩＤＩインフラストラクチャーズ
代表取締役　石坂　弘紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,058
	固定資産	11,005
	資産合計	120,063
負純資債及産のび部	流動負債	59,499
	負債合計	59,499
	株主資本	60,563
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△439,436
	その他利益剰余金	△439,436
	（うち当期純損失）	(60,731)
	純資産合計	60,563
	負債・純資産合計	120,063

第５期決算公告

令和７年６月30日
東京都台東区雷門１丁目16番４号
日本エンディングパートナーズ株式会社
代表取締役　二瓶　収

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,370
	固定資産	2,292
	合計	44,662
負純資債及産のび部	流動負債	9,070
	株主資本	35,591
	資本金	25,000
	資本剰余金	116,500
	資本準備金	116,500
	利益剰余金	△105,908
	その他利益剰余金	△105,908
	（うち当期純利益）	(7,973)
	合計	44,662

第９期決算公告

令和７年６月30日
東京都東村山市本町２丁目19番地36
株式会社長坂式典センター
代表取締役　吉澤龍太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,425
	固定資産	1,356,954
	合計	1,800,380
負純資債及産のび部	流動負債	586,674
	固定負債	737,620
	株主資本	476,086
	資本金	10,000
	利益剰余金	466,086
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	463,586
	（うち当期純利益）	(334,555)
	合計	1,800,380

第45期決算公告

令和７年６月30日
東京都渋谷区道玄坂２丁目25番12号
道玄坂通４階
株式会社金宝堂
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,890,726
	固定資産	7,957,762
	合計	12,848,488
負純資債及産のび部	流動負債	3,682,987
	固定負債	7,755,322
	株主資本	1,410,178
	資本金	10,000
	資本剰余金	395,726
	資本準備金	395,726
	利益剰余金	1,004,452
	その他利益剰余金	1,004,452
	（うち当期純利益）	(997,963)
	合計	12,848,488

第40期決算公告

令和７年６月26日
東京都中央区日本橋小舟町７番４号
株式会社プレパック
代表取締役　大内　茂正

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	478,062
	固定資産	166,624
	資産合計	644,687
負純資債及産のび部	流動負債	266,923
	固定負債	29,733
	退職給付引当金	29,733
	株主資本	348,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	338,030
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	335,530
	（うち当期純利益）	(5,875)
	負債・純資産合計	644,687

第13期決算公告

令和７年６月30日
東京都板橋区大和町30番11号
まごころ寝台株式会社
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,536
	固定資産	2,681
	合計	49,217
負純資債及産のび部	流動負債	8,922
	固定負債	48,771
	株主資本	△8,475
	資本金	20,000
	資本剰余金	70
	資本準備金	70
	利益剰余金	△28,545
	その他利益剰余金	△28,545
	（うち当期純損失）	(16,599)
	合計	49,217

第11期決算公告

令和７年６月30日
東京都渋谷区道玄坂２丁目25番12号
道玄坂通４階
株式会社太志
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	198,520
	固定資産	5,971,507
	合計	6,170,028
負純資債及産のび部	流動負債	892,756
	固定負債	4,875,769
	株主資本	401,502
	資本金	1,000
	利益剰余金	400,502
	その他利益剰余金	400,502
	（うち当期純利益）	(58,423)
	合計	6,170,028

第27期決算公告　令和７年６月23日
東京都文京区本郷七丁目３番１号
株式会社東京大学ＴＬＯ
代表取締役社長　本田　圭子
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	539,432
	固定資産	54,860
	合計	594,292
負債及び純資産の部	流動負債	224,746
	固定負債	103,539
	株主資本	266,007
	資本金	20,000
	利益剰余金	246,007
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	241,007
	（うち当期純利益）	(23,990)
	合計	594,292

第40期決算公告
令和７年８月15日
東京都大田区東蒲田一丁目２番２号
ＳＫＳ株式会社
代表取締役　髙津　　正
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	275,956
	固定資産	203,402
	合計	479,357
負債及び純資産の部	流動負債	295,528
	固定負債	503,100
	株主資本	△319,270
	資本金	20,000
	利益剰余金	△339,270
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(△344,270)
	合計	479,357

㊟　当期純損失　60,230千円

第69期決算公告
令和７年８月15日
東京都大田区東蒲田一丁目２番２号
髙津伝動精機株式会社
代表取締役社長　大木眞紀夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,241
	固定資産	5,162
	合計	13,403
負債及び純資産の部	流動負債	7,965
	固定負債	3,265
	株主資本	2,173
	資本金	450
	利益剰余金	1,727
	（利益準備金）	(112)
	（その他利益剰余金）	(1,615)
	自己株式	△4
	合計	13,403

㊟　当期純利益　58百万円

第39期決算公告　令和７年８月15日
東京都港区虎ノ門二丁目１番１号
ＭＯＬビジネスサポート株式会社
代表取締役　船山　　求
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	456
	固定資産	70
	資産合計	527
負債及び純資産の部	流動負債	88
	固定負債	101
	株主資本	337
	資本金	100
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	217
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	189
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	527

第14期決算公告
令和７年８月15日
東京都港区芝五丁目33番11号
株式会社日本医薬総合研究所
代表取締役社長　橋爪　敦弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	626,532
	固定資産	39,583
	合計	666,116
負債及び純資産の部	流動負債	120,828
	固定負債	6,308
	役員退職慰労引当金	6,308
	株主資本	538,979
	資本金	100,000
	利益剰余金	438,979
	その他利益剰余金	438,979
	（うち当期純利益）	(68,244)
	合計	666,116

第64期決算公告
令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内３丁目２番３号
株式会社エム・エム・エー
代表取締役　中谷　雅己
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	25
	資産合計	25
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	25
	資本金	10
	資本剰余金	4,105
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	4,103
	利益剰余金	△4,090
	その他利益剰余金	△4,090
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	25

第13期決算公告　令和７年８月15日
東京都小金井市東町四丁目42番１
株式会社コスモズ
代表取締役　佐野　秀穂
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,030,920
	固定資産	1,147,430
	合計	2,178,350
負債及び純資産の部	流動負債	309,002
	固定負債	704,527
	株主資本	1,164,820
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,084,820
	利益準備金	2,454
	その他利益剰余金	1,082,366
	（うち当期純利益）	(252,865)
	合計	2,178,350

第40期決算公告　令和７年８月15日
東京都港区赤坂一丁目７番１号
株式会社ソノラス
代表取締役　伊東　鐘賛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,609
	固定資産	6,711
	合計	8,320
負債及び純資産の部	流動負債	997
	固定負債	3,447
	株主資本	3,876
	資本金	100
	資本剰余金	3,557
	資本準備金	3,557
	利益剰余金	219
	その他利益剰余金	219
	（うち当期純利益）	(214)
	合計	8,320

第39期決算公告　令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ジエコ株式会社
代表取締役　宇野　貴雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	28,119
	固定資産	7,361
	資産合計	35,480
負債及び純資産の部	流動負債	10,841
	株主資本	25,516
	資本金	10
	利益剰余金	25,506
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	25,504
	（うち当期純利益）	(37,721)
	評価・換算差額等	△877
	その他有価証券評価差額金	△877
	負債・純資産合計	35,480

第４期決算公告　令和７年８月15日
東京都港区高輪四丁目10番18号
株式会社Ｖｉｅｏｎ
代表取締役　宮田　達也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	438
	固定資産	2
	合計	441
負債及び純資産の部	流動負債	213
	固定負債	—
	株主資本	228
	資本金	9
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	216
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	215
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	441

第２期決算公告　令和７年８月15日
東京都港区高輪四丁目10番18号
株式会社ＦＵＲＯＳＨＩＫＩ
代表取締役　池上　貴尉
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	614
	固定資産	1
	合計	616
負債及び純資産の部	流動負債	264
	（うち賞与引当金）	(1)
	固定負債	100
	株主資本	252
	資本金	10
	資本剰余金	302
	その他資本剰余金	302
	利益剰余金	△60
	その他利益剰余金	△60
	（うち当期純損失）	(60)
	合計	616

第30期決算公告
令和７年６月19日
東京都多摩市関戸二丁目24番27号
株式会社トゥインクル
代表取締役　鈴木　伸且
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,844,165
	固定資産	258,515
	合計	2,102,681
負債及び純資産の部	流動負債	601,940
	固定負債	127,634
	株主資本	1,373,107
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,323,107
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,310,607
	（うち当期純利益）	(131,104)
	合計	2,102,681

第15期決算公告　令和７年８月15日
東京都港区西新橋一丁目８番１号
ＲＥＶＺＯ虎ノ門３階
株式会社ｒａｄｉｋｏ
代表取締役社長　池田　卓生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,117,467
	固定資産	1,032,093
	資産合計	3,149,560
負純資債及産のび部	流動負債	1,555,648
	株主資本	1,593,912
	資本金	168,400
	資本剰余金	168,400
	資本準備金	168,400
	利益剰余金	1,257,112
	その他利益剰余金	1,257,112
	（うち当期純利益）	(84,670)
	負債・純資産合計	3,149,560

第18期決算公告　令和７年８月15日
東京都新宿区西新宿六丁目15番１―605号
株式会社猫壱
代表取締役　川嶋　伶

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,371
	固定資産	57
	合計	1,428
負純資債及産のび部	流動負債	270
	（うち賞与引当金）	(4)
	固定負債	299
	株主資本	858
	資本金	9
	利益剰余金	848
	その他利益剰余金	848
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	1,428

第６期決算公告　令和７年８月15日
東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住友不動産青葉台ヒルズ10階
株式会社太陽
代表取締役　川嶋　伶

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,059
	固定資産	38
	合計	2,097
負純資債及産のび部	流動負債	866
	（うち賞与引当金）	(12)
	固定負債	10
	株主資本	1,221
	資本金	3
	利益剰余金	1,218
	その他利益剰余金	1,218
	（うち当期純利益）	(875)
	合計	2,097

第27期決算公告　令和７年６月30日
神奈川県厚木市旭町１丁目８番４号
株式会社神誠
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,707
	固定資産	77,485
	合計	135,193
負純資債及産のび部	流動負債	35,646
	固定負債	27,693
	株主資本	71,852
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,852
	その他利益剰余金	61,852
	（うち当期純利益）	(48,874)
	合計	135,193

第12期決算公告
令和７年８月15日
川崎市麻生区白鳥二丁目２番８号
ＭＴＫアセット株式会社
代表取締役　長谷川義榮

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,619
	固定資産	452,420
	合計	481,040
負純資債及産のび部	流動負債	3,340
	固定負債	239,841
	株主資本	237,858
	資本金	3,000
	利益剰余金	234,858
	その他利益剰余金	234,858
	（うち当期純利益）	(26,825)
	合計	481,040

第８期決算公告
令和７年６月17日
東京都千代田区内神田１―18―12
ヤマヤエレクトロニクス株式会社
代表取締役　山谷　一成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,145
	固定資産	620
	資産合計	228,765
負純資債及産のび部	流動負債	54,709
	株主資本	174,055
	資本金	90,000
	利益剰余金	84,055
	その他利益剰余金	84,055
	（うち当期純損失）	(54,829)
	負債・純資産合計	228,765

第９期決算公告　令和７年８月15日
長野県塩尻市大字広丘野村字金塚
1031番地１佐川急便松本営業所５階
ケラッタ株式会社
代表取締役　池上　貴尉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,482
	固定資産	24
	合計	1,506
負純資債及産のび部	流動負債	717
	（うち賞与引当金）	(5)
	固定負債	602
	株主資本	187
	資本金	1
	利益剰余金	185
	その他利益剰余金	185
	（うち当期純損失）	(68)
	合計	1,506

第７期決算公告　令和７年６月30日
神奈川県横浜市旭区万騎が原35番２
株式会社ティアーズ
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,250
	固定資産	164,549
	合計	308,799
負純資債及産のび部	流動負債	18,876
	固定負債	37,187
	株主資本	252,736
	資本金	3,000
	利益剰余金	249,736
	その他利益剰余金	249,736
	（うち当期純利益）	(29,619)
	合計	308,799

第33期決算公告　令和７年６月30日
神奈川県横浜市栄区笠間１丁目９番３号
株式会社かおる葬祭
代表取締役　清水　悠平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,251
	固定資産	370,119
	合計	403,370
負純資債及産のび部	流動負債	16,990
	固定負債	288,150
	株主資本	98,229
	資本金	11,000
	利益剰余金	87,229
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	84,479
	（うち当期純利益）	(2,719)
	合計	403,370

第56期決算公告　令和７年８月15日
三重県亀山市布気町280番地
株式会社菱電三重製作所
代表取締役　佐々木光晴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,746
	固定資産	301
	合計	2,047
負純資債及産のび部	流動負債	7
	固定負債	16
	負債合計	23
	株主資本	2,023
	資本金	50
	利益剰余金	1,973
	（利益準備金）	(12)
	（その他利益剰余金）	(1,960)
	（うち当期純損失）	(40)
	純資産合計	2,023
	合計	2,047

第25期決算公告
令和７年６月30日
静岡市駿河区中吉田14―29
株式会社日産プリンスボディワークス
代表取締役社長　鈴木　一彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,987
	固定資産	33,219
	資産合計	278,206
負純資債及産のび部	流動負債	97,816
	固定負債	51,658
	株主資本	128,732
	資本金	10,000
	利益剰余金	118,732
	その他利益剰余金	118,732
	（うち当期純利益）	(2,293)
	負債・純資産合計	278,206

第21期決算公告　令和７年６月30日
静岡県浜松市中央区高丘北３丁目34番40号
株式会社トワーズ
代表取締役　深谷　憲博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	416,813
	固定資産	2,689,458
	合計	3,106,272
負純資債及産のび部	流動負債	790,795
	固定負債	2,096,532
	株主資本	218,944
	資本金	3,000
	利益剰余金	215,944
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	215,194
	（うち当期純利益）	(123,813)
	合計	3,106,272

第 20 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
京都市下京区堀川高辻吉水町344番地
ハッピー・ライフ株式会社
代表取締役　金　　慶光

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,394
	固定資産	2
	合計	1,397
負純資産及のび部	流動負債	57
	株主資本	1,339
	資本金	22
	利益剰余金	1,317
	その他利益剰余金	1,317
	（うち当期純利益）	（138）
	合計	1,397

第 29 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
京都市下京区堀川高辻吉水町344番地
ペン株式会社
代表取締役　金　　慶光

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,817
	固定資産	27
	合計	4,844
負純資産及のび部	流動負債	347
	株主資本	4,496
	資本金	62
	利益剰余金	4,434
	その他利益剰余金	4,434
	（うち当期純利益）	（131）
	合計	4,844

第 19 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
京都市下京区堀川富永町692番地
金氏高麗人参株式会社
代表取締役　金　　慶光

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,331
	固定資産	5
	繰延資産	0
	合計	9,337
負純資産及のび部	流動負債	879
	株主資本	8,458
	資本金	82
	利益剰余金	8,375
	その他利益剰余金	8,375
	（うち当期純利益）	（595）
	合計	9,337

第 11 期決算公告

2025年６月24日
大阪府大阪市北区鶴野町１番９号
ヤンマーシンビオシス株式会社
代表取締役社長　土井　義典

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	361,405
	固定資産	166,395
	合計	527,801
負純資産及のび部	流動負債	279,905
	（内賞与引当金）	（24,987）
	固定負債	35,145
	（内退職給付引当金）	（14,112）
	株主資本	212,750
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	152,750
	その他利益剰余金	152,750
	（内当期純損失）	（2,904）
	合計	527,801

第 15 期決算公告

令和７年７月24日
大阪市北区天満１丁目３番21号
株式会社バックプラス
代表取締役　佐藤　　潤

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,466
	固定資産	2,058
	合計	3,524
負純資産及のび部	流動負債	741
	固定負債	1,221
	株主資本	1,562
	資本金	50
	資本剰余金	13
	その他資本剰余金	13
	利益剰余金	1,498
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,486
	（うち当期純利益）	（191）
	合計	3,524

第 59 期決算公告

令和７年６月30日
大阪府大阪市生野区舎利寺３丁目13番16号
株式会社メモリーハウス
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	185,951
	固定資産	797,291
	合計	983,242
負純資産及のび部	流動負債	381,957
	固定負債	571,463
	株主資本	29,821
	資本金	20,000
	利益剰余金	9,821
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	7,821
	（うち当期純利益）	（23,863）
	合計	983,242

第 13 期決算公告

令和７年８月15日
大阪市北区曽根崎新地１―13―22
株式会社Ｂ．ＶＡＬＡＮＣＥ
代表取締役　安井　由佳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,330
	固定資産	2
	合計	1,332
負純資産及のび部	流動負債	478
	固定負債	24
	株主資本	830
	資本金	10
	利益剰余金	820
	その他利益剰余金	820
	（うち当期純利益）	（296）
	合計	1,332

第３期決算公告

令和７年８月15日
大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵ　ＳＯＵＴＨ株式会社
代表取締役　杉本　成隆

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	33,143
	固定資産	63,465
	繰延資産	929
	合計	97,537
負純資産及のび部	流動負債	50,148
	固定負債	31,658
	株主資本	15,732
	資本金	50,000
	資本剰余金	32,722
	その他資本剰余金	32,722
	利益剰余金	△66,990
	その他利益剰余金	△66,990
	（うち当期純損失）	（28,279）
	合計	97,537

第７期決算公告

令和７年８月15日
大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社
代表取締役　中林　哲一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,044,813
	固定資産	1,008,400
	合計	3,053,213
負純資産及のび部	流動負債	793,589
	固定負債	173,597
	株主資本	2,086,027
	資本金	50,000
	資本剰余金	169,110
	その他資本剰余金	169,110
	利益剰余金	1,866,916
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,854,416
	（うち当期純利益）	（472,223）
	合計	3,053,213

第９期決算公告

令和７年６月30日
岡山県岡山市北区大供本町709番地15
株式会社市民葬儀
代表取締役　清水　悠平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	27,881
	固定資産	75,788
	合計	103,669
負純資産及のび部	流動負債	8,290
	固定負債	96,710
	株主資本	△1,331
	資本金	2,000
	利益剰余金	△3,331
	その他利益剰余金	△3,331
	（うち当期純損失）	（12,943）
	合計	103,669

第３期決算公告

2025年８月15日
奈良県橿原市四条町840番地
モルミル株式会社
代表取締役　森　英一朗

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	47,332,725
	固定資産	11,619,487
	繰延資産	120,771
	合計	59,072,983
負純資産及のび部	流動負債	5,951,078
	株主資本	53,121,905
	資本金	80,048,550
	資本剰余金	80,048,549
	資本準備金	80,048,549
	利益剰余金	△106,975,194
	その他利益剰余金	△106,975,194
	（うち当期純損失）	（52,586,313）
	合計	59,072,983

第 53 期決算公告

令和７年８月15日
兵庫県丹波篠山市味間新５番地１
フジフレッシュフーズ株式会社
代表取締役　森川　誠司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,323
	固定資産	79
	資産合計	1,402
負純資産及のび部	流動負債	709
	固定負債	1,014
	（内退職給付引当金）	（64）
	株主資本	△ 322
	資本金	310
	資本剰余金	6
	資本準備金	6
	利益剰余金	△ 638
	その他利益剰余金	△ 638
	（内当期純利益）	（99）
	負債・純資産合計	1,402

第10期決算公告

令和７年６月30日
香川県高松市西春日町1726番地１
株式会社カナクラオールストーン
代表取締役　福井　高夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	735,466
	固定資産	3,074,791
	合計	3,810,257
負債及び純資産の部	流動負債	784,301
	固定負債	2,797,480
	株主資本	228,475
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	208,475
	その他利益剰余金	208,475
	（うち当期純利益）	(111,909)
	合計	3,810,257

第26期決算公告

令和７年８月15日
山口県下関市卸新町７番１号
株式会社ニッシンエージェンシー
代表取締役　長松　雄也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,789
	固定資産	38,790
	合計	77,580
負債及び純資産の部	流動負債	56,643
	株主資本	20,936
	資本金	3,000
	利益剰余金	17,936
	その他利益剰余金	17,936
	（うち当期純利益）	(5,008)
	合計	77,580

第13期決算公告

令和７年６月30日
広島県広島市西区上天満町10番27号
あおばビル４階
株式会社あおばメモリアル
代表取締役　清水　悠平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,733
	固定資産	427,763
	合計	465,496
負債及び純資産の部	流動負債	78,777
	固定負債	302,734
	株主資本	83,984
	資本金	6,000
	利益剰余金	77,984
	その他利益剰余金	77,984
	（うち当期純利益）	(5,451)
	合計	465,496

第16期決算公告

令和７年８月15日　東京都港区六本木一丁目７番27号
株式会社MetaMoJi
代表取締役　浮川　和宣

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	310,097	流動負債	2,526,480
固定資産	152,366	賞与引当金	96,950
		工事損失引当金	1,051
		固定負債	63,829
		退職給付引当金	63,829
		株主資本	△2,145,948
		資本金	50,453
		資本剰余金	49,453
		資本準備金	49,453
		利益剰余金	△2,245,854
		その他利益剰余金	△2,245,854
		（うち当期純利益）	(220,518)
		新株予約権	18,103
合計	462,464	合計	462,464

第43期決算公告

令和７年８月15日　東京都中央区日本橋小伝馬町14番９号
大丸防音株式会社
代表取締役　高村　慶浩

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,612,849	流動負債	1,190,008
固定資産	1,240,485	賞与引当金	22,087
		工事損失引当金	5,027
		固定負債	150,021
		退職給付引当金	64,105
		株主資本	2,513,305
		資本金	40,000
		利益剰余金	2,473,305
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,463,305
		（うち当期純利益）	(192,524)
資産合計	3,853,334	負債・純資産合計	3,853,334

第12期決算公告

令和７年７月17日　東京都港区新橋６丁目17番21号
株式会社ストランザ
代表取締役　西島　彰一

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	860,022	流動負債	491,427
固定資産	297,619	固定負債	89,497
		株主資本	576,717
		資本金	3,000
		資本剰余金	19,996
		その他資本剰余金	19,996
		利益剰余金	616,720
		その他利益剰余金	615,970
		（うち当期純利益）	(317,254)
		自己株式	△63,000
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	1,157,642	負債・純資産合計	1,157,642

第70期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目13番７号
株式会社きくや美粧堂
代表取締役　荒　清志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,118,807	流動負債	2,381,166
固定資産	1,280,134	賞与引当金	262,790
		固定負債	684,092
		役員退職慰労引当金	34,560
		退職給付引当金	386,974
		修繕引当金	157,100
		株主資本	3,333,683
		資本金	43,000
		利益剰余金	3,290,683
		利益準備金	10,750
		その他利益剰余金	3,279,933
		（うち当期純利益）	(691,149)
資産合計	6,398,941	負債・純資産合計	6,398,941

第６期決算公告

令和７年８月15日　東京都港区高輪四丁目10番18号
ＭＯＯＮ－Ｘ株式会社
代表取締役　長谷川　晋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,444	流動負債	1,733
固定資産	9,318	（うち賞与引当金）	(84)
		固定負債	3,074
		株主資本	9,951
		資本金	100
		資本剰余金	10,899
		資本準備金	10,899
		利益剰余金	△1,048
		その他利益剰余金	△1,048
		（うち当期純損失）	(356)
		新株予約権	3
合計	14,763	合計	14,763

第２期決算公告

令和７年６月30日
東京都渋谷区道玄坂２丁目25番12号道玄坂通４階
株式会社金宝堂ホールディングス
代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	129,429	流動負債	359,990
固定資産	4,131,728	固定負債	42,280
		退職給付引当金	26,821
		株主資本	3,858,887
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,531,640
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	1,506,640
		利益剰余金	2,227,247
		その他利益剰余金	2,227,247
		（うち当期純利益）	(2,225,646)
資産合計	4,261,158	負債・純資産合計	4,261,158

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　石川県金沢市鞍月二丁目１番地
北国インテックサービス株式会社
代表取締役　桑島　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,066,930	流動負債	289,838
固定資産	472,426	（賞与引当金）	(67,782)
		固定負債	81,882
		（退職給付引当金）	(40,234)
		株主資本	1,038,442
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,013,442
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,007,192
		（うち当期純利益）	(93,123)
		評価・換算差額等	129,192
		その他有価証券評価差額金	129,192
資産合計	1,539,356	負債・純資産合計	1,539,356

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　神奈川県小田原市扇町１丁目30番13号
湘南電力株式会社
代表取締役社長　原　　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	308,992	流動負債	429,318
固定資産	162,669	固定負債	76,831
繰延資産	338	退職給付引当金	1,222
		負債合計	506,149
		株主資本	△34,150
		資本金	60,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	△129,150
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	△129,400
		（うち当期純利益）	(54,335)
		純資産合計	△34,150
資産合計	471,999	負債・純資産合計	471,999

第 74 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　大阪府大阪市西区新町一丁目１番17号
東拓工業株式会社
代表取締役社長　中西　俊博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,955	流動負債	3,590
固定資産	8,488	固定負債	748
		負債合計	4,338
		株主資本	16,070
		資本金	270
		利益剰余金	15,800
		利益準備金	68
		その他利益剰余金	15,732
		（うち当期純利益）	(1,051)
		評価・換算差額等	35
		その他有価証券評価差額金	35
		純資産合計	16,105
資産合計	20,443	負債・純資産合計	20,443

第 10 期 決 算 公 告

令和７年８月15日　京都市左京区吉田下阿達町46―29
シノビ・セラピューティクス株式会社
代表取締役　等　　泰道

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,275,695	流動負債	1,833,554
固定資産	1,011,963	固定負債	11,988
		（退職給付引当金）	(11,988)
		株主資本	1,442,116
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,879,869
		資本準備金	5,580,154
		その他資本剰余金	299,714
		利益剰余金	△4,148,048
		その他利益剰余金	△4,148,048
		（うち当期純損失）	(1,772,175)
		自己株式	△299,704
合計	3,287,658	合計	3,287,658

第 113 期 決 算 公 告

令和７年６月19日　福岡市早良区百道浜二丁目４番27号
麻生商事株式会社
代表取締役　麻生　将豊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,550	流動負債	16,745
固定資産	5,203	固定負債	2,456
有形固定資産	2,768	株主資本	5,096
無形固定資産	26	資本金	450
投資その他の資産	2,407	資本剰余金	77
		資本準備金	17
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	4,569
		利益準備金	104
		その他利益剰余金	4,464
		（うち当期純利益）	(574)
		評価・換算差額等	454
資産合計	24,753	負債・純資産合計	24,753

第 79 期 決 算 公 告

2025年８月15日　大阪市中央区南新町一丁目２番４号
株式会社光陽社
代表取締役　上村　　謙

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,001,529	流動負債	919,637
固定資産	233,985	固定負債	76,454
		株主資本	228,413
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	75,000
		利益剰余金	38,413
		その他利益剰余金	38,413
		（うち当期純損失）	(49,067)
		自己株式	△10,000
		評価・換算差額等	11,009
資産合計	1,235,514	負債・純資産合計	1,235,514

第 18 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
レコ・エビス株式会社
代表取締役　クー・シェオフォン
代表取締役　イー・ホンイ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,039	流動負債	1,109
固定資産	20,027	固定負債	15,507
投資その他の資産	20,027	負債合計	16,617
		株主資本	4,450
		資本金	2,903
		資本剰余金	2,329
		資本準備金	2,329
		利益剰余金	△783
		その他利益剰余金	△783
		純資産合計	4,450
資産合計	21,067	負債・純資産合計	21,067

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,058
売上原価	0
売上総利益	1,058
販売費及び一般管理費	649
営業利益	409
営業外収益	0
経常利益	409
税引前当期純利益	409
法人税、住民税及び事業税	196
当期純利益	213

第 17 期決算公告　令和７年６月30日
香川県高松市牟礼町牟礼3720番地４
株式会社リコライフ
代表取締役　清水　悠平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,444
	固定資産	10
	合計	25,455
負債及び純資産の部	流動負債	2,707
	固定負債	10,728
	株主資本	12,019
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	2,019
	その他利益剰余金	2,019
	（うち当期純利益）	(2,632)
	合計	25,455

第39期決算公告　令和７年８月15日
高知県須崎市押岡123番地
株式会社ダイキョウ
代表取締役　杉尾　学
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,557
	固定資産	41,576
	合計	251,133
負債及び純資産の部	流動負債	129,794
	（賞与引当金）	(27,000)
	固定負債	8,439
	（役員退職引当金）	(900)
	株主資本	112,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	102,900
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	102,100
	（うち当期純利益）	(6,580)
	合計	251,133

第18期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
エビスホテル特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	1,105,876	流動負債	556,554
有形固定資産	629,013	固定負債	200,000
投資その他の資産	476,862	負債合計	756,554
特定資産合計	1,105,876	社員資本	8,811,017
その他の資産	8,461,695	特定資本金	4,000,000
流動資産	8,461,695	剰余金	4,811,017
		当期未処分利益	4,811,017
その他の資産合計	8,461,695	純資産合計	8,811,017
合計	9,567,571	合計	9,567,571

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	6,975,272
営業費用	2,209,739
営業外収益	46,615
経常利益	4,812,147
税引前当期純損失	4,812,147
法人税、住民税及び事業税	1,130
当期純利益	4,811,017
当期未処分利益	4,811,017

第38期決算公告

令和７年６月18日
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2648番地
麻生コンクリート工業株式会社
代表取締役社長　後藤　英司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	493
	固定資産	194
	合計	687
負債及び純資産の部	流動負債	269
	固定負債	116
	株主資本	302
	資本金	30
	利益剰余金	272
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	270
	（うち当期純利益）	(56)
	合計	687

第18期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
マグナム特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	88,432,153	流動負債	648,495
有形固定資産	88,428,377	固定負債	89,952,000
無形固定資産	3,775		
特定資産合計	88,432,153	負債合計	90,600,495
その他の資産	7,970,762	社員資本	5,802,420
流動資産	7,970,762	特定資本金	1,400,100
		優先資本金	3,352,000
		剰余金	1,050,320
その他の資産合計	7,970,762	純資産合計	5,802,420
合計	96,402,916	合計	96,402,916

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9,912,292
営業費用	8,861,520
営業外収益	918
経常利益	1,051,689
税引前当期純利益	1,051,689
法人税、住民税及び事業税	1,368
当期純利益	1,050,320
当期未処分利益	1,050,320

第33期決算公告　令和７年６月18日
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2648番地
株式会社フクショウ
代表取締役社長　後藤　英司
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31
	固定資産	23
	合計	54
負債及び純資産の部	流動負債	9
	固定負債	0
	株主資本	45
	資本金	10
	利益剰余金	35
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	35
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	54

第22期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
ＭＡＹ特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	27,035,141	流動負債	723,123
投資その他の資産	27,035,141	固定負債	4,937,088
特定資産合計	27,035,141	負債合計	5,660,211
その他の資産	29,853,231	社員資本	51,228,161
流動資産	29,839,566	特定資本金	6,700,100
固定資産	13,665	優先資本金	33,960,000
		剰余金	10,568,061
その他の資産合計	29,853,231	純資産合計	51,228,161
合計	56,888,372	合計	56,888,372

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	73,153,448
営業費用	62,586,494
営業外収益	2,870
経常利益	10,569,824
税引前当期純利益	10,569,824
法人税、住民税及び事業税	1,763
当期純利益	10,568,061
当期未処分利益	10,568,061

第51期決算公告　令和７年６月11日
福岡市早良区百道浜二丁目４番27号
泰和産業株式会社
代表取締役　中村　優
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	196
	固定資産	73
	合計	270
負債及び純資産の部	流動負債	97
	固定負債	—
	株主資本	172
	資本金	30
	資本剰余金	56
	資本準備金	56
	利益剰余金	86
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	76
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	270

第26期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
プラチナ・プロパティーズ特定目的会社
取締役　佐久間正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	25,968,614	流動負債	326,749
有形固定資産	25,957,331	固定負債	31,455,000
無形固定資産	11,283		
特定資産合計	25,968,614	負債合計	31,781,749
その他の資産	3,471,010	社員資本	△2,342,123
流動資産	3,432,763	特定資本金	110,100
投資その他の資産	38,247	優先資本金	480,000
		剰余金	△2,932,223
その他の資産合計	3,471,010	純資産合計	△2,342,123
合計	29,439,625	合計	29,439,625

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,065,324
営業費用	2,291,989
営業外収益	878
経常損失	225,786
税引前当期純損失	225,786
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	226,076
当期未処理損失	2,932,223

第　25　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
プロパティーズホールディング特定目的会社
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	14,249,283	流動負債	181,311
有形固定資産	12,920,237	固定負債	16,357,000
無形固定資産	1,329,046		
特定資産合計	14,249,283	負債合計	16,538,311
その他の資産	4,970,898	社員資本	2,681,870
流動資産	4,970,898	特定資本金	164,100
		優先資本金	4,380,000
		剰余金	△1,862,229
その他の資産合計	4,970,898	純資産合計	2,681,870
合計	19,220,182	合計	19,220,182

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,800,000
営業費用	1,199,541
営業外収益	1,844
経常利益	602,303
税引前当期純利益	602,303
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	601,353
当期未処理損失	1,862,229

第 49 期決算公告　令和７年６月11日

福岡市早良区百道浜二丁目４番27号
徳和産業株式会社
代表取締役　古賀　健二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	154
	固定資産	29
	合計	183
負債純資産の部	流動負債	97
	固定負債	1
	株主資本	83
	資本金	20
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	60
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	57
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	183

第　22　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
ＳＣＣ特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	296,128	流動負債	285,408
有形固定資産	296,003	固定負債	15,579
無形固定資産	117		
投資その他の資産	6		
特定資産合計	296,128	負債合計	300,987
その他の資産	22,423	社員資本	17,564
流動資産	22,221	特定資本金	13,100
固定資産	202	剰余金	4,464
その他の資産合計	22,423	純資産合計	17,564
合計	318,551	合計	318,551

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	12,537
営業費用	8,086
営業利益	4,451
営業外収益	15
営業外費用	0
経常利益	4,466
税引前当期純利益	4,466
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	4,464
当期未処分利益	4,464

第 19 期決算公告　令和７年６月11日

福岡県北九州市小倉北区浅野２丁目14番１号
コクラトレーディング株式会社
代表取締役　栗原　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	414
	固定資産	3
	合計	418
負債純資産の部	流動負債	247
	固定負債	—
	株主資本	171
	資本金	10
	利益剰余金	161
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	158
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	418

第　21　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
白金レジデンス特定目的会社
取締役　當間　崇雄
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	38,445,588	流動負債	114,675
有形固定資産	2,980,568	固定負債	29,178,018
投資その他の資産	35,465,019		
特定資産合計	38,445,588	負債合計	29,292,694
その他の資産	3,863,394	社員資本	13,016,288
流動資産	3,863,394	特定資本金	600,100
		優先資本金	11,080,200
		剰余金	1,335,988
その他の資産合計	3,863,394	純資産合計	13,016,288
合計	42,308,982	合計	42,308,982

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,819,689
営業費用	2,483,542
営業外収益	1,765
営業外費用	160
経常利益	1,337,753
税引前当期純利益	1,337,753
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	1,335,988
当期未処分利益	1,335,988

第 30 期決算公告　令和７年６月11日

福岡市博多区西月隈二丁目７番40号
株式会社広洋建設工業
代表取締役　矢野　義弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	286,672
	固定資産	5,821
	合計	292,493
負債純資産の部	流動負債	115,235
	固定負債	—
	株主資本	177,258
	資本金	20,000
	利益剰余金	157,258
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	154,558
	（うち当期純利益）	(12,440)
	合計	292,493

第　21　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
ＳＳＴウエスト特定目的会社
取締役　鬼丸　真一
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	63,625,189	流動負債	436,841
有形固定資産	24,328,397	固定負債	19,509,517
投資その他の資産	39,296,791		
特定資産合計	63,625,189	負債合計	19,946,359
その他の資産	18,228,682	社員資本	61,907,512
流動資産	18,227,836	特定資本金	6,900,100
固定資産	846	優先資本金	49,603,000
		剰余金	5,404,412
その他の資産合計	18,228,682	純資産合計	61,907,512
合計	81,853,871	合計	81,853,871

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	11,256,531
営業費用	5,858,877
営業外収益	8,524
営業外費用	—
経常利益	5,406,177
税引前当期純利益	5,406,177
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	5,404,412
当期未処分利益	5,404,412

第 23 期決算公告　令和７年６月11日

福岡市東区箱崎ふ頭４丁目４番16号
株式会社アラム
代表取締役　杉谷　隆行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	354
	固定資産	3
	合計	358
負債純資産の部	流動負債	164
	固定負債	1
	株主資本	191
	資本金	20
	利益剰余金	171
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	166
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	358

第78期決算公告　令和７年８月15日

福岡県福岡市南区清水二丁目16番36号
株式会社ＤＮＰ西日本
代表取締役　古賀　昌信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,682
	固定資産	355,623
	資産合計	477,305
負債及び純資産の部	流動負債	39,830
	固定負債	39,696
	株主資本	397,779
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	利益剰余金	207,779
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	202,779
	（うち当期純利益）	(28,496)
	負債・純資産合計	477,305

第21期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
特定目的会社阪神御影インベストメント
取締役　杉本　健
取締役　石原　圭祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	7,129,672		流動負債	591,249
有形固定資産	7,129,672		固定負債	200,000
特定資産合計	7,129,672		負債合計	791,249
その他の資産	6,817,024		社員資本	13,155,446
流動資産	6,817,024		特定資本金	200
			優先資本金	10,843,050
			剰余金	2,312,196
その他の資産合計	6,817,024		純資産合計	13,155,446
合計	13,946,696		合計	13,946,696

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5,029,667
営業費用	2,713,303
営業外収益	1,231
経常利益	2,317,596
特別損失	3,673
税引前当期純利益	2,313,922
法人税、住民税及び事業税	1,725
当期純利益	2,312,196
当期未処分利益	2,312,196

第１期決算公告

令和７年８月15日
福岡県飯塚市川津680番地４
株式会社Kyutech ARISE
代表取締役　嶺　正二郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,406
	固定資産	1,019
	合計	33,425
負債及び純資産の部	流動負債	5,923
	株主資本	27,502
	資本金	30,000
	利益剰余金	△2,497
	その他利益剰余金	△2,497
	（うち当期純損失）	(2,497)
	合計	33,425

第20期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
特定目的会社水戸泉町インベストメント
取締役　杉本　健
取締役　鬼丸　真一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	48,598,253		流動負債	5,102
固定資産	48,598,253		固定負債	200,000
特定資産合計	48,598,253		負債合計	205,102
その他の資産	6,637,711		社員資本	55,030,862
流動資産	6,637,711		特定資本金	500,000
			優先資本金	55,500,000
			剰余金	△969,137
その他の資産合計	6,637,711		純資産合計	55,030,862
合計	55,235,964		合計	55,235,964

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	525,558
営業外収益	3,358
経常損失	522,199
税引前当期純損失	522,199
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	523,409
当期未処理損失	969,137

第５期決算公告

令和７年７月24日
福岡県北九州市小倉南区新曽根５番40号
ステリフィリング九州株式会社
代表取締役社長　仲　秀二郎

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,048
	固定資産	—
	合計	28,048
負債及び純資産の部	流動負債	17,157
	株主資本	10,890
	資本金	10,000
	利益剰余金	890
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	890
	（うち当期純利益）	(1,345)
	合計	28,048

第20期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
特定目的会社湘南辻堂インベストメント
取締役　杉本　健
取締役　鬼丸　真一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産の部			流動負債	1,563,561
投資その他の資産	85,305,136		固定負債	48,086,000
特定資産合計	85,305,136		負債合計	49,649,561
その他の資産の部			社員資本	37,584,769
流動資産	1,880,958		特定資本金	1,170,500
固定資産	48,235		優先資本金	38,000,000
			剰余金	△1,585,730
			当期未処理損失	1,585,730
その他の資産合計	1,929,194		純資産合計	37,584,769
資産合計	87,234,330		負債・純資産合計	87,234,330

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	1,198,745
営業外収益	6
経常損失	1,198,739
税引前当期純損失	1,198,739
法人税等	1,210
当期純損失	1,199,949
前期繰越損失	385,781
当期未処理損失	1,585,730

第60期決算公告　令和７年６月11日

大分県日田市上野町656
日田生コンクリート株式会社
代表取締役　長野　敦志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	159
	固定資産	46
	合計	206
負債及び純資産の部	流動負債	74
	固定負債	4
	株主資本	126
	資本金	20
	利益剰余金	106
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	104
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	206

第22期決算公告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
ホークスタウン特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	20,174		流動負債	238
有形固定資産	20,174		固定負債	20,165
特定資産合計	20,174		負債合計	20,403
その他の資産	8,267		社員資本	8,038
流動資産	7,303		特定資本金	5,600
固定資産	963		優先資本金	2,785
			剰余金	△346
その他の資産合計	8,267		純資産合計	8,038
合計	28,442		合計	28,442

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	917
営業費用	1,267
営業外収益	3
営業外費用	0
経常損失	345
税引前当期純損失	345
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	346
当期未処理損失	346

第　21　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
青山レジデンス特定目的会社
取締役　當間　崇雄
取締役　クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**140,315**	**流動負債**	**161**
有形固定資産	5,224	**固定負債**	**99,034**
投資その他の資産	135,091	**負債合計**	**99,195**
特定資産合計	**140,315**	**社員資本**	**52,289**
その他の資産	**11,169**	特定資本金	1,900
流動資産	11,169	優先資本金	47,146
		剰余金	3,242
その他の資産合計	**11,169**	**純資産合計**	**52,289**
合計	**151,485**	**合計**	**151,485**

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	4,603,100
営業費用	1,361,456
営業外収益	3,071
経常利益	3,244,715
税引前当期純利益	3,244,715
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	3,242,950
当期未処分利益	3,242,950

第　21　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
ＡＳ富谷特定目的会社
取締役　杉本　健
取締役　當間　崇雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**109,695**	**流動負債**	**1,563**
有形固定資産	109,687	**固定負債**	**96,700**
無形固定資産	7	**負債合計**	**98,263**
特定資産合計	**109,695**	**社員資本**	**33,739**
その他の資産	**22,308**	特定資本金	2,200
流動資産	22,092	優先資本金	27,000
固定資産	215	剰余金	4,539
繰延資産	0		
その他の資産合計	**22,308**	**純資産合計**	**33,739**
合計	**132,003**	**合計**	**132,003**

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9,719,242
営業費用	5,154,507
営業外収益	1,019
営業外費用	17,906
経常利益	4,547,847
特別損失	6,676
税引前当期純利益	4,541,171
法人税、住民税及び事業税	1,318
当期純利益	4,539,852
当期未処分利益	4,539,852

第　３　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区大手町二丁目３番１号
セレンジュノネットワーク株式会社
代表取締役　佐藤　吉雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,770,442	流動負債	13,171,941
固定資産	47,725,512	固定負債	24,243,004
繰延資産	22,470	株主資本	17,103,478
		資本金	7,813,060
		資本剰余金	7,813,060
		資本準備金	7,813,060
		利益剰余金	1,477,356
		その他利益剰余金	1,477,356
資産合計	**54,518,425**	**負債・純資産合計**	**54,518,425**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	10,300,348
売上原価	6,203,188
売上総利益	4,097,159
販売費及び一般管理費	318,284
営業利益	3,778,875
営業外収益	180,012
営業外費用	244,515
経常利益	3,714,372
税引前当期純利益	3,714,372
法人税、住民税及び事業税	732,054
法人税等調整額	△19,730
当期純利益	3,002,048

第　19　期　決　算　公　告

令和７年８月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
レコ・クラウン株式会社
代表取締役　當間　崇雄
代表取締役　イー・ホンイ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,319	流動負債	345
固定資産	3,129	固定負債	2,527
投資その他の資産	3,129	**負債合計**	**2,873**
		株主資本	1,576
		資本金	350
		資本剰余金	492
		資本準備金	492
		利益剰余金	733
		その他利益剰余金	733
		純資産合計	**1,576**
資産合計	**4,449**	**負債・純資産合計**	**4,449**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,139
売上原価	0
売上総利益	1,139
販売費及び一般管理費	124
営業利益	1,014
営業外収入	0
経常利益	1,014
税引前当期純利益	1,014
法人税、住民税及び事業税	280
当期純利益	733

第54期決算公告　令和７年６月16日
大分県別府市大字内竈字中無田1393番地１
オムロン太陽株式会社
代表取締役　辻　潤一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,337,381
	固定資産	153,054
	合計	**1,490,435**
負債及び純資産の部	流動負債	351,360
	固定負債	4,758
	株主資本	1,134,317
	資本金	25,029
	資本剰余金	5,028
	資本準備金	5,028
	利益剰余金	1,104,259
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,099,259
	（うち当期純利益）	（67,242）
	合計	**1,490,435**

第77期決算公告　令和７年６月11日
鹿児島県鹿児島市谷山港２丁目26番
株式会社岡部建材
代表取締役　村上　和雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	76
	固定資産	30
	合計	**106**
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	1
	株主資本	40
	資本金	10
	利益剰余金	30
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	29
	（うち当期純利益）	（5）
	合計	**106**

第18期決算公告　令和７年６月25日
沖縄県那覇市旭町１－９
カフーナ旭橋Ｂ街区ビル３階
沖縄テクノス株式会社
代表取締役　亀山　洋文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	400,041
	固定資産	66,028
	合計	**466,069**
負債及び純資産の部	流動負債	86,801
	賞与引当金	32,203
	固定負債	5,733
	株主資本	373,535
	資本金	100,000
	利益剰余金	273,535
	利益準備金	18,292
	その他利益剰余金	255,243
	（うち当期純利益）	（86,360）
	合計	**466,069**

第　12　期　決　算　公　告

令和７年６月26日
東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
一般財団法人大和日緬基金
理事長　岡　　裕則

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,245,831
	合計	**34,245,831**
負味債財及産びの正部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	**0**
	指定正味財産	33,000,000
	一般正味財産	1,245,831
	正味財産合計	**34,245,831**
	合計	**34,245,831**

第35期決算公告

令和７年６月27日
東京都港区虎ノ門２丁目１番１号
ＭＯＬ　ＬＮＧ輸送株式会社
代表取締役社長　綱島　毅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,129,786
	固定資産	30,019
	繰延資産	27,514
	合計	4,187,319
負純資債及産のび部	流動負債	3,601,526
	固定負債	25,134
	株主資本	560,659
	資本金	40,000
	利益剰余金	520,659
	その他利益剰余金	520,659
	（うち当期純利益）	(34,410)
	合計	4,187,319

第１期決算公告

2025年８月15日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイ・アール・エイチ・ワン特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	14,135	流動負債	136
その他の資産	5,771	固定負債	15,211
流動資産	5,554	負債合計	15,347
固定資産	203	社員資本	4,559
繰延資産	12	特定資本金	0
		優先資本金	4,980
		剰余金	△421
		当期未処理損失	421
		純資産合計	4,559
資産合計	19,907	負債・純資産合計	19,907

損益計算書の要旨
（自　2024年10月15日　至　2025年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	33
営業費用	437
営業損失	403
営業外収益	6
営業外費用	23
経常損失	420
税引前当期純損失	420
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	421

第９期決算公告

2025年８月15日
東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社丸亀製麺
代表取締役　山口　寛

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,064,958
	固定資産	775,631
	資産合計	19,840,588
負純資債及産のび部	流動負債	14,003,609
	（賞与引当金）	(365,377)
	株主資本	5,836,979
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,826,979
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,824,479
	（うち当期純利益）	(5,303,594)
	負債・純資産合計	19,840,588

決算公告

令和７年８月15日
札幌市白石区菊水元町六条一丁目１番27号
株式会社ふれあいケアサービスＨＤ
代表取締役　平井麻梨英

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,531
	固定資産	564,232
	合計	659,763
負純資債及産のび部	流動負債	210,102
	株主資本	449,660
	資本金	10,000
	資本剰余金	363,319
	その他資本剰余金	363,319
	利益剰余金	76,341
	その他利益剰余金	76,341
	（うち当期純利益）	(26,926)
	合計	659,763

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三一九万〇七五八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

札幌市白石区菊水元町六条一丁目一番二七号
株式会社ふれあいケアサービスＨＤ
代表取締役　平井麻梨英

第６期決算公告

2025年８月15日
東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社トリドールジャパン
代表取締役　柏原　聡

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,177,037
	固定資産	53,383
	資産合計	2,230,420
負純資債及産のび部	流動負債	782,231
	（賞与引当金）	(28,509)
	株主資本	1,448,189
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,438,189
	その他利益剰余金	1,438,189
	（うち当期純損失）	(111,535)
	負債・純資産合計	2,230,420

第２期決算公告

令和７年８月15日
北海道富良野市北の峰町14番38号
Parkwood Hotels Furano株式会社
代表取締役　リム・チン・ショーン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,351
	固定資産	9,228
	繰延資産	72,083
	合計	270,663
負純資債及産のび部	流動負債	85,798
	固定負債	25,717
	株主資本	159,148
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△30,851
	その他利益剰余金	△30,851
	（うち当期純損失）	(27,828)
	合計	270,663

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千四百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

北海道富良野市北の峰町一四番三八号
Parkwood Hotels Furano株式会社
代表取締役　リム・チン・ショーン

第６期決算公告

2025年８月15日
東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社肉のヤマ牛
代表取締役　池ノ上達也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	327,743
	固定資産	61,722
	資産合計	389,466
負純資債及産のび部	流動負債	451,659
	（賞与引当金）	(11,992)
	株主資本	△62,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	△72,194
	その他利益剰余金	△72,194
	（うち当期純利益）	(20,851)
	負債・純資産合計	389,466

第52期決算公告

令和７年８月15日
群馬県高崎市浜川町590番地21
オリヒロマテリアル株式会社
代表取締役　鶴田　織寛

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	769,432
	固定資産	720,541
	合計	1,489,973
負純資債及産のび部	流動負債	242,906
	固定負債	9,490
	株主資本	1,237,577
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,207,577
	利益準備金	7,500
	別途積立金	420,000
	繰越利益剰余金	780,077
	（うち当期純利益）	(81,453)
	合計	1,489,973

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十四日
掲載頁　八十七頁（号外第二九九号）

（乙）
令和七年八月十五日
群馬県高崎市下大島町六一三番地
（甲）オリヒロプランデュ株式会社
代表取締役　鶴田　織寛
群馬県高崎市浜川町五九〇番地二一
（乙）オリヒロマテリアル株式会社
代表取締役　鶴田　織寛

第48期決算公告

令和７年８月15日

千葉県銚子市中央町15番地の３

株式会社オワリヤ楽器

代表取締役　伊藤　睦憲

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,823
	固定資産	97,321
	資産合計	**103,144**
負債及び純資産の部	流動負債	8,964
	固定負債	111,432
	株主資本	△17,252
	資本金	50,000
	利益剰余金	△67,252
	利益準備金	2,560
	その他利益剰余金	△69,812
	（うち当期純利益）	(1,501)
	負債・純資産合計	**103,144**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

千葉県銚子市中央町一五番地の三

株式会社オワリヤ楽器

代表取締役　伊藤　睦憲

第6期決算公告

2025年８月15日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社ＫＯＮＡ’Ｓ

代表取締役　阿部　和剛

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,021,678
	固定資産	32,806
	資産合計	**2,054,484**
負債及び純資産の部	流動負債	1,502,424
	（賞与引当金）	(29,288)
	株主資本	552,060
	資本金	10,000
	利益剰余金	542,060
	その他利益剰余金	542,060
	（うち当期純利益）	(632,719)
	負債・純資産合計	**2,054,484**

第24期決算公告

令和７年８月15日

東京都練馬区旭丘二丁目37番11号

株式会社エコアージュ

代表取締役　関根　健剛

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,464
	固定資産	1,795
	資産合計	**79,259**
負債及び純資産の部	流動負債	26,212
	固定負債	41,650
	負債合計	**67,862**
	株主資本	11,396
	資本金	14,000
	利益剰余金	△2,603
	その他利益剰余金	△2,603
	（うち当期純利益）	(2,544)
	純資産合計	**11,396**
	負債・純資産合計	**79,259**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し壱千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

東京都練馬区旭丘二丁目三七番一一号

株式会社エコアージュ

代表取締役　関根　健剛

第9期決算公告

2025年８月15日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社トリドールＤ＆Ｉ

代表取締役　小国政勝巳

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113,798
	固定資産	57,037
	資産合計	**170,835**
負債及び純資産の部	流動負債	69,633
	（賞与引当金）	(3,384)
	固定負債	29,424
	株主資本	71,777
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,777
	その他利益剰余金	61,777
	（うち当期純利益）	(10,467)
	負債・純資産合計	**170,835**

第４期決算公告

令和７年８月15日

富山市四方北窪2434―15

株式会社ＦＵＲＯＵ

代表取締役　大澤　信幸

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,108
	固定資産	1,514
	資産合計	**29,622**
負債及び純資産の部	流動負債	41,746
	負債合計	**41,746**
	株主資本	△12,124
	資本金	9,000
	利益剰余金	△21,124
	その他利益剰余金	△21,124
	（うち当期純損失）	(20,515)
	純資産合計	**△12,124**
	負債・純資産合計	**29,622**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月十五日

東京都大田区南六郷一丁目一番一七号

（甲）株式会社ＦＵＲＯＵ

代表取締役　柳　直輝

富山市四方北窪二四三四―一五

（乙）株式会社ＦＵＲＯＵ

代表取締役　大澤　信幸

第6期決算公告

2025年８月15日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社Toridoll Franchise Management

代表取締役　粟田　貴也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,489
	固定資産	2,225
	資産合計	**84,715**
負債及び純資産の部	流動負債	20,904
	株主資本	63,811
	資本金	1,000
	利益剰余金	62,811
	その他利益剰余金	62,811
	（うち当期純利益）	(50,724)
	負債・純資産合計	**84,715**

第44期決算公告

令和７年８月15日

静岡県袋井市山科2273番地の２

株式会社アドメタル

代表取締役　田口　寿樹

貸借対照表の要旨

（令和６年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,676
	固定資産	25,844
	資産合計	**45,521**
負債及び純資産の部	流動負債	2,375
	（賞与引当金）	(410)
	株主資本	43,146
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,146
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	32,646
	（うち当期純利益）	(1,295)
	負債・純資産合計	**45,521**

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額と同額の資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

静岡県袋井市山科二二七三番地の二

株式会社アドメタル

代表取締役　田口　寿樹

第9期決算公告

2025年８月15日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１

株式会社ＴＧＦ

代表取締役　額賀　一星

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,065
	固定資産	92
	資産合計	**106,157**
負債及び純資産の部	流動負債	25,507
	株主資本	80,650
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	40,813
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	40,313
	（うち当期純利益）	(6,062)
	自己株式	△163
	負債・純資産合計	**106,157**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

横浜市神奈川区台町一六番地の一
ソレイユ台町四〇八号
株式会社テスコ
代表取締役　高杉　明

令和６年度決算公告

令和７年８月15日

横浜市神奈川区台町16番地の１
ソレイユ台町408号
株式会社テスコ
代表取締役　高杉　明

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	45,948,070
	固定資産	693,600
	合計	46,641,670
負純資産の債及び部	流動負債	9,054,331
	固定負債	2,939,428
	株主資本	34,647,911
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	19,647,911
	その他利益剰余金	19,647,911
	（うち当期純利益）	(3,817,570)
	合計	46,641,670

第４期決算公告

2025年８月15日

東京都渋谷区道玄坂１―21―１
株式会社譚仔日本
代表取締役　劉　達民

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	209,314
	固定資産	213,492
	繰延資産	342
	資産合計	423,148
負純資産の債及び部	流動負債	1,667,644
	（賞与引当金）	(6,658)
	固定負債	38,000
	株主資本	△1,282,496
	資本金	1
	利益剰余金	△1,282,497
	その他利益剰余金	△1,282,497
	（うち当期純損失）	(158,199)
	負債・純資産合計	423,148

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億四千九百九十四万六千二百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

新潟県長岡市東高見二丁目二番三一号
株式会社テクノ小笠原
代表取締役　小笠原一貴

第32期決算公告

令和７年８月15日

新潟県長岡市東高見二丁目２番31号
株式会社テクノ小笠原
代表取締役　小笠原一貴

貸借対照表の要旨
（令和７年４月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	74,294
	固定資産	50,907
	合計	125,201
負純資産の債及び部	流動負債	200
	株主資本	125,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	115,000
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	112,500
	（うち当期純利益）	(482)
	合計	125,201

第17期決算公告

2025年８月15日

東京都品川区小山３―24―10
株式会社アクティブソース
代表取締役　池本　圭

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	528,225
	固定資産	696,615
	資産合計	1,224,840
負純資産の債及び部	流動負債	608,001
	（賞与引当金）	(33,666)
	固定負債	680,123
	株主資本	△63,284
	資本金	10,000
	利益剰余金	△73,284
	その他利益剰余金	△73,284
	（うち当期純利益）	(118,591)
	負債・純資産合計	1,224,840

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載の官報掲載の日付　令和七年五月十二日
掲載頁　一二六頁（号外第一〇四号）
左記のとおりです。

（乙）
令和七年八月十五日
静岡市駿河区小鹿三丁目一番五八号
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役　上野　拓

静岡市駿河区小鹿三丁目一番五八号
（乙）株式会社エース
代表取締役　上野　拓

決算公告

令和７年８月15日

静岡市駿河区小鹿三丁目１番58号
株式会社エース
代表取締役　上野　拓

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	288,627
	固定資産	331,403
	資産合計	620,030
負純資産の債及び部	流動負債	651,750
	固定負債	351,426
	株主資本	△383,146
	資本金	10,000
	利益剰余金	△393,146
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△395,146
	（うち当期純損失）	(47,637)
	負債・純資産合計	620,030

第24期決算公告

令和７年６月20日

福井市毛矢１丁目10番１号
福井大手町ビル株式会社
代表取締役　清水　紀英

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,281
	合計	28,281
負純資産の債及び部	流動負債	8,639
	株主資本	19,642
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,642
	その他利益剰余金	9,642
	（うち当期純利益）	(1,854)
	合計	28,281

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千九百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

大阪市北区中之島四丁目三番五一号
Atransen Pharma株式会社
代表取締役　浅野　智之

決算公告

令和７年８月15日

大阪市北区中之島四丁目３番51号
Atransen　Pharma株式会社
代表取締役　浅野　智之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,000
	固定資産	1,863
	合計	182,864
負純資産の債及び部	流動負債	3,958
	株主資本	△ 51,094
	資本金	24,500
	資本剰余金	24,500
	資本準備金	24,500
	利益剰余金	△ 100,094
	その他利益剰余金	△ 100,094
	（うち当期純損失）	(88,985)
	新株予約権	230,000
	合計	182,864

第113期決算公告

令和７年６月20日

福井市毛矢１丁目10番１号
株式会社ナゴヤセーレン
代表取締役　清水　紀英

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	836,960
	固定資産	166,665
	合計	1,003,626
負純資産の債及び部	流動負債	67,191
	固定負債	71,578
	株主資本	864,856
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,161
	利益剰余金	751,694
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	726,694
	（うち当期純利益）	(154,197)
	合計	1,003,626

第64期決算公告　令和７年８月15日
大阪市中央区南船場三丁目６番10号
株式会社エミネントスラックス
代表取締役　高野　圭右

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,241
	固定資産	130,783
	資産合計	266,025
負債及び純資産の部	流動負債	81,239
	固定負債	348,018
	株主資本	△163,232
	資本金	65,100
	資本剰余金	54,804
	資本準備金	54,804
	利益剰余金	△283,136
	利益準備金	16,275
	その他利益剰余金	△299,411
	（うち当期純損失）	(6,566)
	負債・純資産合計	266,025

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千六百二十七万円、資本準備金の額を一億八十万四千円、利益準備金の額を一千六百十七万五千円減少し、それぞれ一億六千五百十万円、一億五千四百八十七万五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に増資をしていますので、現在の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、それぞれ一億六千五百十万円、一億五千四百八十七万五千円です。

令和七年八月十五日
大阪市中央区南船場三丁目六番一〇号
株式会社エミネントスラックス
代表取締役　高野　圭右

第10期決算公告　令和７年７月30日
大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７番18号
株式会社京都創薬研究所
代表取締役　武蔵　国弘

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	419,045
	固定資産	653
	合計	419,698
負債及び純資産の部	流動負債	190,721
	固定負債	1,286
	株主資本	△1,143,947
	資本金	69,600
	資本剰余金	773,979
	資本準備金	773,979
	利益剰余金	△1,987,527
	その他利益剰余金	△1,987,527
	（うち当期純損失）	(989,514)
	新株予約権	1,371,639
	合計	419,698

第60期決算公告

令和７年８月15日
東京都渋谷区代々木一丁目13番４号代々木ブラウンビル
宮田企業株式会社
代表取締役　宮田由比子

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	193,591	流動負債	16,644
固定資産	916,775	固定負債	343,874
		退職給付引当金	4,865
		株主資本	749,848
		資本金	30,000
		資本剰余金	378,667
		その他資本剰余金	378,667
		利益剰余金	341,181
		その他利益剰余金	341,181
		（うち当期純利益）	(25,076)
合計	1,110,367	合計	1,110,367

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｏｖａｌ（住所東京都渋谷区代々木一丁目一三番四号代々木ブラウンビル）に対して当社の不動産の賃貸借、管理、運用業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十五日
東京都渋谷区代々木一丁目一三番四号
代々木ブラウンビル
宮田企業株式会社
代表取締役　宮田由比子

第76期決算公告　令和７年６月26日
鳥取県米子市尾高町47番地
永瀬石油株式会社
代表取締役　曽我部一仁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,003,472
	固定資産	2,022,025
	合計	4,025,497
負債及び純資産の部	流動負債	3,192,748
	固定負債	289,680
	株主資本	513,001
	資本金	100,000
	利益剰余金	413,001
	その他利益剰余金	413,001
	（うち当期純利益）	(173,964)
	評価・換算差額等	30,066
	その他有価証券評価差額金	30,066
	合計	4,025,497

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年九月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一七〇号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月十五日
東京都中央区新富一丁目一八番八号
（甲）出光リテール販売株式会社
代表取締役　平野　一郎
鳥取県米子市尾高町四七番地
（乙）永瀬石油株式会社
代表取締役　曽我部一仁

第76期決算公告

令和７年８月15日
大分県別府市北浜一丁目15番14号
株式会社富士吉旅館
（旧商号　合資会社富士吉旅館）
代表取締役　矢守　泰子

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	319,001	流動負債	210,328
固定資産	328,216	固定負債	88,613
		社員資本	348,275
		資本金	1,000
		資本剰余金	578
		資本準備金	578
		利益剰余金	346,696
		利益準備金	40,000
		その他利益剰余金	306,696
		（うち当期純利益）	(59,731)
資産合計	647,218	負債・純資産合計	647,218

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アローズ（住所大分県別府市北浜一丁目一五番一四号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日
大分県別府市北浜一丁目一五番一四号
株式会社富士吉旅館
代表取締役　矢守　泰子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

奈良県生駒郡平群町緑ケ丘六丁目一四番二五号　株式会社エイチディーエス

代表取締役　喜多　智仁

第34期決算公告　令和７年８月15日

奈良県生駒郡平群町緑ケ丘６丁目14番25号

株式会社エイチディーエス

代表取締役　喜多　智仁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,651
	固定資産	1,696
	資産合計	15,348
負債及び純資産の部	流動負債	4,809
	固定負債	53,668
	負債合計	58,477
	株主資本	△ 43,128
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 55,128
	その他利益剰余金	△ 55,128
	（うち当期純利益）	(1,005)
	純資産合計	△ 43,128
	負債・純資産合計	15,348

第75期決算公告　令和７年８月15日

大阪市北区東天満一丁目11番19号

デュプロ株式会社

代表取締役　小川　正人

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,075,496
	固定資産	990,623
	合計	3,066,119
負債及び純資産の部	流動負債	1,845,127
	固定負債	207,289
	（うち退職給付引当金）	(37,018)
	株主資本	1,013,704
	資本金	96,000
	利益剰余金	917,704
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	893,704
	（うち当期純損失）	(50,538)
	合計	3,066,119

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.netkeisai.com/10016O7/envix.html

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月十五日

岡山市南区米倉六六番地二　（甲）株式会社サンキョウ―エンビックス　代表取締役　浅野　浩一

岡山市南区米倉六六番地二　（乙）株式会社ＣＣＰ―１　代表取締役　浅野　浩一

第２期決算公告

令和７年８月15日

岡山市南区米倉66番地２

株式会社ＣＣＰ―１

代表取締役　浅野　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,534
	固定資産	350,554
	合計	357,089
負債及び純資産の部	流動負債	64,023
	固定負債	131,067
	株主資本	161,997
	資本金	85,000
	資本剰余金	85,000
	資本準備金	85,000
	利益剰余金	△8,002
	その他利益剰余金	△8,002
	（うち当期純損失）	(2,912)
	合計	357,089

第17期決算公告　2025年８月15日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目４番21号

株式会社ＺＵＮＤ

代表取締役　馬場　紳介

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,705,359
	固定資産	3,008,715
	資産合計	6,714,074
負債及び純資産の部	流動負債	1,806,814
	（賞与引当金）	(56,133)
	固定負債	1,392,481
	株主資本	3,514,779
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,484,779
	その他利益剰余金	3,484,779
	（うち当期純利益）	(821,542)
	負債・純資産合計	6,714,074

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

札幌市西区西野四条七丁目七番三五号　（甲）株式会社オガール　代表取締役　地本　隆利

北海道小樽市入船三丁目七番二一号　（乙）株式会社ケア・オフィス優　代表取締役　二丹田早稲子

第26期決算公告

令和７年８月15日

札幌市西区西野四条七丁目７番35号

株式会社オガール

代表取締役　地本　隆利

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,261
	固定資産	13,480
	合計	26,742
負債及び純資産の部	流動負債	46,809
	固定負債	126,212
	株主資本	△146,279
	資本金	14,000
	利益剰余金	△160,279
	その他利益剰余金	△160,279
	（うち当期純損失）	(84,605)
	合計	26,742

第65期決算公告

令和７年８月15日

北海道小樽市入船三丁目７番21号

株式会社ケア・オフィス優

代表取締役　二丹田早稲子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,811
	固定資産	2,785
	合計	44,597
負債及び純資産の部	流動負債	3,416
	固定負債	1,258
	株主資本	39,922
	資本金	3,000
	利益剰余金	36,922
	その他利益剰余金	36,922
	（うち当期純利益）	(6,229)
	合計	44,597

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「天国事務所」及び「ＳＡＶＥ ＰＯＩＮＴ」に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十五日

東京都足立区千住寿町一七番四号　ＴｏｐＬａｎｄ千住寿町三〇一　（甲）株式会社Ｔｗｅｎｔｙｔｈｒｅｅ Ｇｒｏｕｐ　代表取締役　小寺　正希

東京都台東区下谷三丁目一番二四号ＧＯＧＯオフィス上野入谷三〇七　（乙）雪渓重工株式会社　代表取締役　佐藤　春輝

第１期決算公告　令和７年８月15日

東京都足立区千住寿町17番４号　ＴｏｐＬａｎｄ千住寿町301

株式会社Twentythree Group

代表取締役　小寺　正希

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,424
	固定資産	60,015
	資産合計	91,440
負債及び純資産の部	流動負債	87,976
	負債合計	87,976
	株主資本	3,463
	資本金	500
	利益剰余金	2,963
	その他利益剰余金	2,963
	（うち当期純利益）	(2,963)
	純資産合計	3,463
	負債・純資産合計	91,440

決算公告　令和７年８月15日

東京都台東区下谷三丁目１番24号　ＧＯＧＯオフィス上野入谷307

雪渓重工株式会社

代表取締役　佐藤　春輝

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,871
	固定資産	25,047
	資産合計	47,918
負債及び純資産の部	流動負債	5,266
	負債合計	5,266
	株主資本	42,651
	資本金	1,000
	利益剰余金	41,651
	その他利益剰余金	41,651
	（うち当期純損失）	(28,289)
	純資産合計	42,651
	負債・純資産合計	47,918

決算公告　令和７年８月15日

静岡県富士市松岡326番地１アルカンシェル１階

社会医療機構株式会社

代表取締役　永田　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,778
	固定資産	1,875,648
	資産合計	1,892,427
負純資産及び部	流動負債	17,237
	固定負債	2,138,038
	株主資本	△262,848
	資本金	1,000
	利益剰余金	△263,848
	その他利益剰余金	△263,848
	（うち当期純利益）	(10,448)
	負債・純資産合計	1,892,427

決算公告　令和７年８月15日

静岡県富士市松岡326番地１アルカンシェル２Ｄ

インフラストラクチャー株式会社

代表取締役　辻　　和代

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264
	固定資産	24,490
	資産合計	24,754
負純資産及び部	流動負債	3,153
	固定負債	24,862
	株主資本	△3,261
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,261
	その他利益剰余金	△4,261
	（うち当期純損失）	(785)
	負債・純資産合計	24,754

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

静岡県富士市松岡三二六番地一アルカンシェル二Ｄ

（甲）インフラストラクチャー株式会社

代表取締役　辻　和代

静岡県富士市松岡三二六番地一アルカンシェル一階

（乙）社会医療機構株式会社

代表取締役　永田　大輔

第41期決算公告

令和７年８月15日

京都府木津川市相楽八ヶ坪１番地

福岡織布株式会社

代表取締役　福岡　善基

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,196
	固定資産	14,123
	合計	46,319
負純資産及び部	流動負債	33,318
	固定負債	17,228
	株主資本	△4,227
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,227
	その他利益剰余金	△14,227
	（うち当期純利益）	(113)
	合計	46,319

第53期決算公告

令和７年８月15日

京都府木津川市相楽明后前３番地

丸由産業株式会社

代表取締役　福岡　善基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,614
	固定資産	22,150
	合計	71,764
負純資産及び部	流動負債	18,510
	固定負債	54,089
	株主資本	△835
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,835
	その他利益剰余金	△10,835
	（うち当期純損失）	(44)
	合計	71,764

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

京都府木津川市相楽明后前三番地

（甲）丸由産業株式会社

代表取締役　福岡　善基

京都府木津川市相楽八ヶ坪一番地

（乙）福岡織布株式会社

代表取締役　福岡　善基

第24期決算公告

令和７年８月15日

大阪市西区江戸堀一丁目15番27号

株式会社ライトハウス

代表取締役　江口　英樹

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	407,334
	固定資産	236,013
	資産合計	643,348
負純資産及び部	流動負債	67,131
	（賞与引当金）	(5,673)
	固定負債	323,978
	株主資本	252,238
	資本金	92,800
	利益剰余金	159,438
	その他利益剰余金	159,438
	（うち当期純利益）	(103,303)
	負債・純資産合計	643,348

第２期決算公告

令和７年８月15日

福岡県久留米市山川安居野三丁目９番１号

ＲＨサクセション株式会社

代表取締役　小野　隆一

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,934
	固定資産	1,200,008
	資産合計	1,208,943
負純資産及び部	流動負債	936,351
	株主資本	272,591
	資本金	100,000
	資本剰余金	210,000
	その他資本剰余金	210,000
	利益剰余金	△37,408
	その他利益剰余金	△37,408
	（うち当期純損失）	(31,974)
	負債・純資産合計	1,208,943

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

福岡県久留米市山川安居野三丁目九番一号

（甲）ＲＨサクセション株式会社

代表取締役　小野　隆一

大阪市西区江戸堀一丁目一五番二七号

（乙）株式会社ライトハウス

代表取締役　江口　英樹

決　算　公　告

令和７年８月15日

東京都渋谷区神宮前一丁目20番10号第３ＦＭＧビル102号

株式会社ＫＯＲＥＡ　ＦＯＯＤ

代表取締役　裵　　埈浩

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,666
	固定資産	53,428
	合計	62,095
負純資産及び部	流動負債	48,740
	株主資本	13,354
	資本金	2,000
	利益剰余金	11,354
	その他利益剰余金	11,354
	（うち当期純利益）	(12,922)
	合計	62,095

決　算　公　告

令和７年８月15日

東京都渋谷区神宮前一丁目20番10号第３ＦＭＧビル102号

株式会社世一

代表取締役　李　　世允

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,960
	固定資産	63,651
	合計	80,611
負純資産及び部	流動負債	41,726
	固定負債	7,800
	株主資本	31,085
	資本金	6,000
	利益剰余金	25,085
	その他利益剰余金	25,085
	（うち当期純利益）	(3,627)
	合計	80,611

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番一〇号第三ＦＭＧビル一〇二号

（甲）株式会社世一

代表取締役　李　世允

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番一〇号第三ＦＭＧビル一〇二号

（乙）株式会社ＫＯＲＥＡ　ＦＯＯＤ

代表取締役　裵　埈浩

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社さつき別荘（住所熊本県玉名市岩崎字高津原三六八番地二）に対して当社の旅館事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。また、当社は本会社分割の効力発生を条件に、同時に株式会社ＳＢに商号変更を行う予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月十五日

熊本県玉名市岩崎字高津原三六八番地二
株式会社さつき別荘
代表取締役　吉永　博之

第37期決算公告

令和７年８月15日
熊本県玉名市岩崎字高津原368番地２
株式会社さつき別荘
代表取締役　吉永　博之

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,972
	固定資産	189,387
	繰延資産	10,737
	合計	210,096
負純資債及産のび部	流動負債	66,629
	固定負債	277,915
	株主資本	△134,449
	資本金	22,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	△169,449
	その他利益剰余金	△169,449
	（うち当期純損失）	(24,480)
	合計	210,096

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十五日

沖縄県那覇市識名三丁目一〇番一号
(甲)株式会社日天商事
代表取締役　池原　香
沖縄県那覇市識名三丁目一〇番一号
(乙)有限会社三光食品
代表取締役　嘉数　清

決算公告

令和７年８月15日
沖縄県那覇市識名三丁目10番１号
株式会社日天商事
代表取締役　池原　香

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,881,572
	固定資産	271,356,980
	資産合計	273,238,552
負純資債及産のび部	流動負債	137,879,814
	固定負債	67,623,000
	株主資本	67,735,738
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	62,735,738
	その他利益剰余金	62,735,738
	（うち当期純利益）	(6,482,774)
	負債・純資産合計	273,238,552

第52期決算公告

2025年８月15日

東京都大田区蒲田五丁目13番23号

味の素エンジニアリング株式会社

代表取締役　垣内　賢一

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,865
	固定資産	481
	資産合計	14,347
負債及び純資産の部	流動負債	12,253
	賞与引当金	474
	完成工事補償引当金	120
	その他	11,659
	固定負債	138
	退職給付引当金	114
	役員退職慰労引当金	24
	負債合計	12,391
	株主資本	1,956
	資本金	325
	利益剰余金	1,631
	利益準備金	81
	その他利益剰余金	1,550
	（うち当期純利益）	(489)
	純資産合計	1,956
	負債・純資産合計	14,347

第57期決算公告

令和７年８月15日

岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘

一丁目７番地

タンドール製菓株式会社

代表取締役　若尾　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,007,765
	固定資産	4,720,241
	繰延資産	184
	合計	7,728,190
負純資債及産のび部	流動負債	3,336,380
	賞与引当金	68,000
	固定負債	3,540,695
	株主資本	851,115
	資本金	10,000
	利益剰余金	841,115
	利益準備金	160
	その他利益剰余金	840,955
	（うち当期純利益）	(259,913)
	合計	7,728,190

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十五日

岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘一丁目七番地
(甲)若尾製菓株式会社
代表取締役　若尾　達也
岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘一丁目七番地
(乙)タンドール製菓株式会社
代表取締役　若尾　達也

第33期決算公告

令和７年８月15日
岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘一丁目７番地
若尾製菓株式会社
代表取締役　若尾　達也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,799,476
	固定資産	758,847
	合計	2,558,324
負純資債及産のび部	流動負債	1,181,137
	固定負債	413,553
	株主資本	963,633
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,990
	資本準備金	9,990
	利益剰余金	943,643
	その他利益剰余金	943,643
	（うち当期純利益）	(25,658)
	合計	2,558,324

第73期決算公告

2025年８月15日

神戸市中央区御幸通三丁目１番３号

株式会社岡崎製作所

代表取締役　岡崎　一英

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,157,990
	固定資産	8,593,473
	合計	26,751,463
負債及び純資産の部	流動負債	3,797,138
	賞与引当金	363,860
	固定負債	2,783,610
	役員退職給付引当金	500,000
	株主資本	20,169,738
	資本金	86,500
	資本剰余金	37,000
	資本準備金	37,000
	利益剰余金	21,483,069
	利益準備金	22,300
	その他利益剰余金	21,460,769
	（うち当期純利益）	(2,217,335)
	自己株式	△1,436,831
	評価・換算差額等	975
	その他有価証券評価差額金	975
	合計	26,751,463

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
東京都港区芝浦一丁目12番３号Ｄａｉｗａ芝浦ビル２階
株式会社ソラジマ
代表取締役　萩原鼓十郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,333,652	流動負債	803,147
固定資産	859,683	固定負債	254,454
		株主資本	1,135,140
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,111,502
		資本準備金	1,111,502
		利益剰余金	△76,361
		その他利益剰余金	△76,361
		（うち当期純損失）	（74,882）
		新株予約権	593
資産合計	2,193,336	負債・純資産合計	2,193,336

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　　横浜市西区高島二丁目６番32号
日産ビジネスサービス株式会社
代表取締役　伊藤　　尚

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,538	流動負債	357
固定資産	301	賞与引当金	110
		固定負債	259
		退職給付引当金	259
		負債の部合計	616
		株主資本	2,223
		資本金	90
		利益剰余金	2,133
		その他利益剰余金	2,133
		（うち当期純利益）	（163）
		純資産の部合計	2,223
資産合計	2,839	負債・純資産合計	2,839

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月十五日

（甲）埼玉県入間市扇台一丁目五番二五号
入間ガス株式会社
代表取締役　中澤　　理

（乙）埼玉県入間市扇台一丁目五番二五号
入間ガスサービス株式会社
代表取締役　田﨑　修司

第 130 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　大阪市西区新町四丁目13番１号
株式会社赤尾
代表取締役　赤尾　　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,397,430	流動負債	3,402,366
固定資産	5,199,042	固定負債	1,790,923
		株主資本	6,260,942
		資本金	50,000
		資本剰余金	7
		利益剰余金	6,683,014
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	6,670,514
		（うち当期純利益）	（531,785）
		自己株式	△ 472,080
		評価・換算差額等	142,241
		その他有価証券評価差額金	142,241
資産合計	11,596,473	負債・純資産合計	11,596,473

第 54 期 決 算 公 告

令和７年８月15日
埼玉県入間市扇台一丁目５番25号
入間ガス株式会社
代表取締役　中澤　　理

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,828,059	流動負債	1,061,997
固定資産	4,200,153	固定負債	412,793
		退職給付引当金	161,126
		役員退職慰労引当金	26,931
		その他	224,735
		株主資本	4,553,421
		資本金	96,000
		利益剰余金	4,468,621
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	4,444,621
		（うち当期純利益）	（47,842）
		自己株式	△11,200
資産合計	6,028,212	負債・純資産合計	6,028,212

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月15日

埼玉県入間市扇台一丁目５番25号
入間ガスサービス株式会社
代表取締役　田﨑　修司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	550,223	流動負債	121,892
固定資産	409,208	株主資本	837,539
		資本金	50,000
		利益剰余金	787,539
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	775,039
		（うち当期純利益）	（39,954）
資産合計	959,431	負債・純資産合計	959,431

第 23 期 決 算 公 告

令和７年８月15日

神奈川県川崎市川崎区鋼管通一丁目２番１号
医療法人社団こうかん会
理事長　別所　　隆

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,105,975	流動負債	1,791,583
固定資産	2,065,064	賞与引当金	282,216
有形固定資産	1,652,896	その他	1,509,367
無形固定資産	53,708	固定負債	1,384,703
その他の資産	358,460	退職給付引当金	804,902
		その他	579,801
		負債合計	3,176,286
		出資金	4,776,389
		積立金	△2,781,636
		繰越利益積立金	△2,781,636
		純資産合計	1,994,753
資産合計	5,171,039	負債・純資産合計	5,171,039

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	10,245,502	事業外費用	49,714
（本来業務）	（10,177,200）	経常損失	424,042
（附帯業務）	（68,302）	特別利益	309
事業費用	10,879,140	特別損失	25
（本来業務）	（10,802,586）	税引前当期純損失	423,758
（附帯業務）	（76,554）	法人税、住民税及び事業税	2,290
事業損失	633,638	法人税等調整額	0
事業外収益	259,310	当期純損失	426,048